

外国子会社合算税制の意義と課題

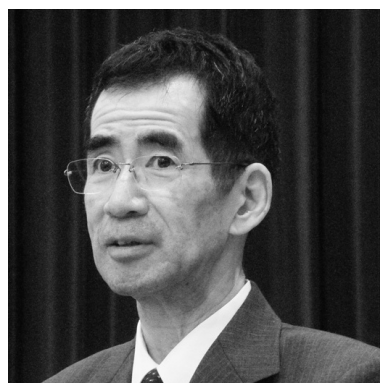
京都大学大学院法学研究科教授

岡村 忠生

1 はじめに

本日の報告は、表題にございますように、「外国子会社合算税制の意義と課題」といたしました。お話しするおおよその内容は、わが国の外国子会社合算税制（以下「CFC税制」といいます。また、本国の株主による支配を受けた外国子会社を「CFC」といいます。）を、昨年公表された OECD/G20による BEPS プロジェクト最終報告書¹（以下「最終報告書」といいます。）の枠組み（後述する6つの構成要素）に従って概観すること、そして、CFC税制の目的や効果、さらに、今後の課題について検討をすることです。資料1頁をご覧ください。

わが国の CFC 税制は、タックス・ヘイブン対策税制として1978年（昭和53年）に導入されましたが、この報告では、2009年度（平成21年度）税制改正による外国子会社配当益金不算入制度の導入後の CFC 税制の姿と、BEPS 最終



報告書が求めた CFC 税制のあり方を見ることができます。配当益金不算入制度の関係における CFC 税制の位置づけの変化について、私の調べた限りでは、正式な立法資料には積極的な説明は見られないのですが²、しばしば行われている説明は、次のようなものです。すなわち、配当益金不算入制度の導入により、日本の国際課税の原則が、実質的に、それまでのワールドワイド・システム（全世界所得課税主義）から

¹ OECD (2015), Designing Effective Controlled Foreign Company Rules, Action 3-2015 Final Report, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project, OECD Publishing, Paris. <http://dx.doi.org/10.1787/9789264241152-en>.
[Hereinafter Final Report] 国税庁サイトに、仮訳があります。 <https://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/beps/index.htm>, <https://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/beps/pdf/001.pdf>

テリトリアル・システム（領域内所得課税主義）に移行した。これに伴って、CFC 税制についても、課税繰延べの防止（外国子会社が配当すべき利益を留保するため、わが国の課税が繰延べられるので、これを排除する。）という説明が困難になり³、（課税繰延べ以外の）租税回避の防止のための措置としての性格を明確にしたというものです⁴。しかし、日本は依然として、居住者については全ての所得、内国法人については外国子会社からの配当以外の全ての所得に対して、ワールドワイド・システムに基づく課税を続けており（所得税法7条、法人税法5条）、これを見直すというような議論は全くありません。日本の国際課税の基本は、現在もワールドワイド・システムです。ただし、これまで外国から直接得ていた収益を、外国に子

会社を設けていったんその子会社に受け取らせ、配当の形に転換してから日本の親会社へ送金するようにすれば、ワールドワイド・システムを回避することができます。外国子会社が親会社に配当せずに留保しても、ワールドワイド・システムが回避されることは同じです。そして、この外国子会社をタックス・ヘイブンに置けば、外国税の負担もありません。ワールドワイド・システムを基礎としつつ、外国子会社配当だけを非課税とする現行制度では、このようなインセンティブが生じることに注意して下さい⁵。

平成27年度改正におけるハイブリッド・ミスマッチ対策で導入された外国子会社益金不算入制度の制限（外国で損金算入された配当は、日本で益金不算入とはしないこと。法人税法23条の2第2項）も、課税関係が外国で完結してい

² 財務省による『平成21年度 税制改正の解説』425頁以下においても、テリトリアル・システムへの言及は皆無です。合算対象を留保利益に限定しない改正の理由としては、「外国子会社配当益金不算入制度の導入に伴い、内国法人が一定の外国子会社から受ける剰余金の配当等は益金不算入となり、適用対象金額等の計算において配当に対する課税との調整を行う必要がなくなりました。」(444頁)とされているのみです。しかし、これでは、同時に行われた居住者についての同様の改正を説明することができません（実際、この箇所は、居住者についての改正には触れていません）。なお、秋元秀仁「外国子会社配当益金不算入制度導入後の改正タックス・ヘイブン対策税制における租税条約適合性」税大ジャーナル17号123頁、141頁（2011年）は、「タックス・ヘイブン対策税制の本来的意義は、「わが国の内国法人等が税負担の著しく低い国の外国子会社等を通じて国際取引を行うことによって、直接国際取引をした場合より税負担を不当に軽減・回避し、結果として課税を免れる」ことを規制するための制度である」と述べています。また、瀧圭吾『所得課税の国際的側面』（有斐閣、2016年）5頁は、「一定の者に着目して組織形態にかかわらず中立的な課税を行うための法的仕組みである」と述べています。同書355～356頁に引用されたビトカー教授の見解も参照。

³ 本文でのここまでの論述に沿うものとして、増井良啓・宮崎裕子『国際租税法（第3版）』（東大出版、2015年）176頁は、「外国子会社配当が益金不算入とされたため、日本の支配株主に配当しないことをもって不当な租税回避とみる考え方を維持することは困難になった。」と述べています。

⁴ 改正直後において公表され、（課税繰延べ以外の）租税回避の防止という考え方に立つ文献として、浅妻章如「課税ベース浸食の客観的把握への試論」ジュリスト1388号96頁（2009年）、瀧前掲注2、345～377頁（初出2009年）があります。また、伴忠彦「外国子会社合算税制における合算方式と適用除外基準の再考」税務大学校論叢63巻189頁（2009年）も参照。なお、青山慶二「外国子会社配当益金不算入制度の考察」筑波ロー・ジャーナル6号99頁、112頁（2009年）は、「今回の配当益金不算入制度導入が潜在的に抱える租税回避への誘因拡大という問題には、上記タックスヘイブンを利用した租税回避の機会増大に、現行税制が十分対応できるかの観点からの検証が重要になると思われる」と述べていました。なお、改正前の議論について、吉村典久「タックス・ヘイブンの課税問題」租税法研究36号87頁（2008年）。

⁵ 財務省ウェブサイトにおける CFC 税制の説明
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/176.htm
も参照して下さい。また、秋元前掲注2前掲箇所も参照。

るとの考え方を改め、外国による課税のあり方を考慮して日本の課税を決める点で、外国子会社からの配当についても、ワールドワイド・システムに回帰する改正といえます。この改正に現れた税の真空や二重非課税の防止は、BEPS行動計画の目標であり、CFC税制にも共有されたものです。

たしかに、現在、CFC税制は租税回避の防止として説明され、今後の改正作業も、租税回避防止の観点から行われると思われます。しかし、そこでの租税回避の中味、つまり、どんな（どれだけの）租税が回避されているのか、言い換えれば、租税回避がないとしたとき、あるべき税負担はどのように計算するのか、タックス・ハイブزنなどの外国に子会社を設けて課税をほとんど受けない所得を得るという現象をどう評価するのかという規範論的な問題は、改正作業の中で問われます。「租税回避」とは、不当な税負担の軽減または排除と定義されていますが、「不当」かどうかを言い出す前に、まず、「軽減または排除」、実定法（法人税法132条など）の文言では税負担の「減少」が存在しなければなりません。その有無を測る基準、あ

るべき税額の算定方法が問われます。

このことに深く関連するのが、日本の課税権をどこまで行使するのかという問題です。言うまでもないことですが、日本のCFC税制は、「外国子会社合算課税制度」という公式名称が示すように、外国の子会社、すなわち外国法人が得た所得を合算対象、つまり課税の対象としており、その所得の中身のほとんどは、国外源泉所得です。したがって、CFC税制は、外国法人に帰属した国外源泉所得に対して、（居住者または内国法人を納税義務者として）課税をする制度です⁶。これは、一般的な国際課税の原則、国際的な課税権行使のあり方を拡張するものです。一般的な原則は、居住者と内国法人に対しては全世界所得を、非居住者と外国法人に対しては国内源泉所得を課税の対象とするということです（所得税法5条、7条、法人税法5条、9条）。しかし、CFC税制は、それをワールドワイド・システムの方向に拡張し、外国法人の国外源泉所得に課税をするわけです。裏側からいえば、もし内国法人の国外源泉所得、または、外国法人の国内源泉所得に対して課税したいのであれば、CFC税制は不要です。

⁶ この捉え方は、米国のCFC税制（Subpart F）について一般的なものです。たとえば、米国財務省は、ハイブリッド・エンティティーに対するSubpart F規定の適用に関する規則の説明において、「Subpart Fは、合衆国の者によって支配された外国会社が、国外で獲得した一定の所得に対する合衆国課税の繰延べを制限するために、連邦議会が制定した。」と述べています。TD8767, 63FR14613-02, 1998-1 C. B. 875. Subpart Fと類似する仕組みとなっている日本のCFC税制が、これと異なる（たとえば、内国法人の国内源泉所得に対する課税である）とは思えません。

しかし、測前掲注2, 373頁は、「外国子会社合算税制は、実質的には内国法人に対する、そして基本的には国内源泉所得に対する課税である」と述べています。初出論文が公表されたのは、外国子会社配当益金不算入制度導入前ですが、現行制度についても、同じ認識であると思われます（同書5頁など）。この記述に対して問われるのは、「実質的には」の意味です。私は、CFC税制が合算対象としているのは、あくまでもCFCについて算定された所得、すなわち、法人税法11条（実質所得者税の原則）に従ってCFCに帰属する所得（私法上の真の法律関係に従ってCFCに帰属する所得）であると考えます。また、所得の源泉地判定、すなわち、ソース・ルール（所得税法161条、法人税法138条、租税条約上のソース・ルール）の適用も、別段の規定がない限り、私法および実質所得者課税の原則に基づく帰属に従って行われるものと考えます。このような考え方は、法形式を尊重する「形式的」な見方です。

ちなみに、当時の合算された所得に対する間接外国税額控除の適用において、合算対象所得は、国内源泉所得には含まれていませんでした。したがって、当時の租税法上の分類では、国外源泉所得であったことになります。

ですから、どこまで日本の課税権を拡張するのかを規範論としてしっかりさせておかないと、裁判となったときに、国が裁判官を説得して勝訴することが難しくなるだろうと思われます。CFC 税制をめぐる原則論を避け、租税回避や実質主義といったマジックワードに依拠することは、国にとって(も)危険であるように私には思えます。

本日の報告を通じて主張したいことは、なぜ、法人企業がタックス・ヘイブンなどに CFC を設けるのかという、そのインセンティブの構造を理解し、これに基づいて、CFC 税制を設計すべきだ、ということになります⁷。そして、そのインセンティブの中味は、「課税繰延べ」と呼ぶべき租税上の利益（税負担の減少）であると考えられます。課税繰延べという概念は、異なる意味で用いられることもあります⁸、私は、法人課税そのものに内在する歪曲であると考えます。課税繰延べの歪曲は、タックス・ヘイブンの存在がなくても生じます。しかし、軽課税を受ける法人を設けたり、軽課税を受ける所得を作ったりすることで、課税繰延べの歪曲が拡大され、強いインセンティブが働くのです。たしかに、最終報告書は、Base Stripping（課税ベースの剥ぎ取り。源泉地国の課税ベースが浸食され移転すること）の防止を CFC 税制の目的としているように理解できます。しか

し、後に説明するように、課税繰延べと Base Stripping とは、背反する要素ではなく、両者が競合してますます強いインセンティブを作ることになると考えます。以上が、本日の報告の概要です。それでは、制度面の説明と検討から始めます。

2 外国子会社合算課税制度

2-1. 日本の CFC 税制の概要

日本の CFC 税制について、制度面を見てゆくことにしましょう(措置法40条の4, 66条の6)（資料1～2頁）⁹。制度の概略は、「特定外国子会社等」が「適用対象金額」を有する場合、その「適用対象金額」のうち、居住者（個人）および内国法人の有する特定外国子会社等の「株式等の請求権」の割合に対応する金額を「課税対象金額」として、10%以上の株式等を有する居住者（個人）の雑所得の総収入金額または10%以上の株式等を有する内国法人の益金に算入するという制度になります（同条1項）。「特定外国子会社等」とは、「外国関係会社」、すなわち、外国法人（法人に限られており PE や非法人の組織体を含まない）であって、発行済株式総数の50%超を居住者、内国法人、および、特殊な関係のある外国法人や非居住者（合算対象主体に限らない）が有するもののうち、その

⁷ この発想は、渇前掲注2, 368～369頁、および、同書403～404頁（初出2013年）と共通しています。しかし、課税繰延べに対する理解や評価は、異なります。

⁸ 浅妻前掲注4, 97頁は、「仮に利子率（割引率）が0%なら課税繰延べは納税者にとって利益でなくなる」と述べています。浅妻章如「国際的租税回避－タックス・ヘイブン対策税制（CFC 税制）について」金子宏編『租税法の基本問題』（有斐閣、2007年）643頁も同じです。しかし、これは課税繰延べに対する本稿の理解とは異なります。本稿のいう課税繰延べとは、法人が獲得した利益が、株主段階課税を受けないまま法人によって再投資されることにより、最終的に株主が手にする利益が、株主段階課税を受ける場合よりも増加することです。このことは、利子率がいくらであろうと、いいかえれば、株主が法人から得た利益をその法人への再投資以外の方法で運用する場合の利益率がいくらであろうと、変わりません。法人が利益を獲得することができ、かつ、株主段階課税が存在する（法人が配当をして再投資を受けた場合の法人と株主を合わせた税負担の方が、利益留保をした場合の税負担よりも重い）場合、課税繰延べの利益が生じます。

⁹ 政府税制調査会第4回総会（2016年10月14日）の資料〔総4－1〕（http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2016/_icsFiles/afieldfile/2016/10/14/28zen4kai2_2.pdf）6頁に、分かりやすい図があります。

法人の居住地国における所得税の税負担が、本邦における税負担に比して著しく低い、つまり、法人所得税が存在しないか、または、実効税率がトリガー税率（20%）未満の課税を受けるものをいいます（措置法施行令25条の19第1項、39条の14第1項）。実効税率の計算では、CFCの所在地国の法人税法に従って計算した所得の金額に、一定の調整を加える方式が採られています。

ただし、ここからが重要ですが、一定の適用除外が設けられています（措置法40条の4第3項、66条の6第3項）。この適用除外は、CFCという主体の性質に基づくものです。このような主体の性質による切り分けを、エンティティ・アプローチといいます。除外されるためには、①事業要件（「特定事業」（株式や債券の保有、知的財産権の提供、船舶または航空機の貸付け）を「主たる事業」とするもの以外のものであること）、②実体要件（その事業に必要と認められる事務所や工場などを有すること）、③管理支配要件（その事業の管理運営を自ら行っていること）、そして、④現地営業要件または非関連者要件（現地で事業を行っていること、卸売業、銀行業、保険業、水運業または航空運送業などの国際的事業については、主として非関連者と事業を行っていること）の全ての要件を満たすことが必要です。この場合、CFC単位で、合算課税の適用対象外とされます。平成22年度改正では、この適用除外の中に、一定の統括会社（事業持株会社、物流統括会社）が含まれました。

しかし、この適用除外には、さらにその例外、つまり、適用対象となる部分があります（同条4項）。それは、適用除外となる特定外国子会社等であっても、「特定所得」を有する場合には、特定所得のみについて、上記の10%以上の株主に対する合算課税を行うこととされていることです。これは、所得や取引の性質に基づく切り分けですので、取引アプローチまたは所得アプローチといいます。「特定所得」とは、ポート

フォリオ投資の配当、利子、償還差益、株式譲渡益や、知的財産権の使用料、船舶や航空機貸付の対価をいいます。これらの所得については、日本ではなく、軽課税国や地域においてその取引を行うことに経済的合理性を見いだすことが困難であり、軽課税国への利益移転に利用されやすいことが、合算課税の理由とされています。

合算課税によって生じる二重課税の排除のため、特定外国子会社等の所得に対して課された外国法人税（日本はここにいう「外国」ではありません。）は、内国法人である株主については税額控除されます（措置法66条の7）。また、合算課税と受取配当への日本の課税の重複を避けるため、配当を受け取ったときは、一定の範囲で益金不算入とされます（受配益金不算入要件を満たさない場合も）（措置法66条の8）。株主等が個人である場合は、外国税額控除の適用はありませんが（これは、個人所得税と法人税が別々のものとされているためです。）、合算課税と受取配当への課税の重複を避ける措置として、合算課税を受けた金額のうち一定の範囲のもの（配当日の属する年の前年以前3年内の「課税対象金額又は部分課税対象金額」）を配当所得の金額から控除する措置が設けられています（措置法40条の5）。CFC株式の譲渡益に対する課税も二重課税となりますが、法人についても個人についても、取得価額を引き上げるような調整措置は設けられていません。

2-2. 指摘された問題点

このような日本のCFC税制に対して、様々な問題点の指摘が行われてきました（資料2～3頁）。たとえば、中里実教授は、CFC税制については、移転価格税制と異なり、本格的な議論があまりおこなわれてこなかったと述べられた上で、本格的改正の必要な点として、次の5点を述べられています¹⁰。すなわち、①「一か零かという方式の採用」、すなわち、合算課税の対象が、所得（取引）ベースではなく、子会社レベルでいったん特定外国子会社等とされる

と、すべての所得に及んでしまうこと、②「法人税法11条の関係が不明」、すなわち、実質所得者課税の原則による所得（損失を含む。）の帰属の認定と、CFC税制による親会社等への合算との関係が整理されていないこと（中里教授は、まず実質所得者課税により帰属を決め、その後、このように決定されたCFCの所得に対して、CFC税制を適用すべきであるとされます。これは、本稿の考え方と同じです。）、③租税条約との関係、すなわち、CFC税制は、外国子会社の所得を日本が課税する制度であることから、対象となる外国法人が日本に恒久的施設（PE）を持たない場合にも、その所得、つまり企業利益に対して日本が課税をすることになり、PEなければ課税なしという租税条約の原則に反するのではないかということ（もちろん、合算課税の対象は、あくまでも日本の居住者たる親会社その他株主の所得である、という理解は可能ですが、グラクソ事件最高裁判決は¹¹、この考え方を退けたものと理解されます。）、¹²、④二重課税の問題、すなわち、日本の株主における益金不算入に制限があること、CFC株式の譲渡益にも課税されること、さらに、⑤CFCの海外支店（日本支店を含む。）を考慮していないこと、すなわち、たとえば、来料加工（香港に子会社を置き、その活動を中国の工場などPEで行う中国進出の形態）では、中国PEの所得も合算課税の対象となること¹³、さらに、④の二重課税の問題でもあるのですが、

CFCの日本支店に課された日本の法人税が、外国税ではないため、税額控除されないことの5点です。

また、錦織康高弁護士と藤谷武史准教授による論文は¹⁴、CFC税制が極めてドラスチックな帰結をもたらすことから、企業にその適用を避けようとする強い動機を与えること、にもかかわらず、この税制の目的が曖昧であることから、企業は必ずしも経済的合理性がない形式基準によらざるを得ず、経済活動への歪曲をもたらしかねないことを指摘されます。そして、企業行動への影響という観点から、⑥特定外国子会社等の前提となる「外国関係会社」の判定における「関連者」の範囲が広すぎ、経済的には国内資本が過半数を占めているとは言えない企業であっても合算課税の対象となること、⑦外国法人の居住地で課税がなければ、支店所在地で相当程度の課税を受けていても、なお合算課税の対象となること、⑧外国子会社ごとに特定外国子会社等に該当するか否かが判断されるため、中間持株会社のようなものに対して思いがけない課税が生じること、⑨特定外国子会社に該当するか否かを単年度ごとに判定するので、進出先国のみで非課税となる所得が一時的に生じた場合も、合算課税の対象となること、⑩トリガー税率の判定において、非課税所得の調整（現地非課税の所得を分母に加算）が行われるが、日本でも課税を受けないようなものも含まれること、⑪適用除外要件の中に管理支配を求める

¹⁰ 中里実「タックス・ヘイブン対策税制改正の必要性」中里実他前掲注7、2頁、4～6頁。

¹¹ 最判平成21年10月29日民集63巻8号1881頁。弘中聡浩・采木俊憲「グラクソ事件最高裁判決－租税条約との関係」中里実他前掲注7、56頁およびこれに引用された評釈等を参照。

¹² 中里実「タックスヘイブン対策税制」税研124号72頁（2005年）は、日本のCFC税制が一般的に租税条約と抵触しようと述べていました。

¹³ 来料加工については多数の裁判例があり、今までのところ、全て納税者が敗訴しています。太田洋・北村導人「来料加工取引に関する日本電産ニッシン事件東京高裁判決の検討－適用除外要件に係る解釈－」中里実他前掲注7、109頁、109～110頁で引用された裁判例、および、東京地判平成25年12月5日税資263号（順号12345）、名古屋高判平成25年10月30日税資263号（順号12325）を参照。

¹⁴ 錦織康高・藤谷武史「CFC税制と国際的な税制の調和」中里実他前掲注7、178頁、194～196頁。

基準があること、⑫適用除外要件が形式的に過ぎ、実質的な差異が大きくないような場合も差が生じることを指摘しています。

そして、これらの論者だけでなく、多く研究者や実務家が、CFC 税制の意義、すなわち、この税制は何のためにあるのか、何を実現しようとしているのかについて、根本的な検討を求めています¹⁵。この問題は、昭和53年の導入当初から潜在していたのだらうと思います。なぜなら、日本の立案当局者は、米国のように課税繰延べの防止（配当があるまでは本国の課税ができないこと）によって制度を説明することをしなかったからです¹⁶。もっとも、日本の主要な教科書・体系書は、日本が米国と同様、ワールドワイド・システムであることを前提に、配当まで日本の課税を受けないようにすることが税負担の回避または軽減であり、CFC 税制（当時は「タックス・ヘイブン対策税制」という言

い方が一般的でしたが）の趣旨目的は、その防止にあると説明してきました¹⁷。しかし、外国子会社配当益金不算入制度の導入を、わが国の国際課税の原則をテリトリアル・システムに移行させたものと評価する場合、CFC 税制の意義を（上記の意味での課税繰延べ以外の）「租税回避」の防止と見ざるを得ないこととなります¹⁸。そうすると、子会社形態による海外進出を行った日本の株主について、そのあるべき税負担を、真剣に議論する必要があると思われます。

2-3. 6つの Building Blocks

ここで、次に議論する BEPS 最終報告書における CFC 税制の分析の仕方から、日本の税制を整理しておくことにします。BEPS 最終報告書は、CFC 税制を、次の6つの Building Blocks、構成要素から組み立てられたものとし

¹⁵ たとえば、中里他前掲注7に収められた諸論文やファナンシャル・レビュー94号の諸論文を参照。また、渡辺徹也「外国子会社配当益金不算入制度の意義と効果－資金還流税制といえるか」租税法研究40号67頁（2012年）、増井良啓「内国法人の全世界所得課税とその修正」日本租税研究協会『抜本的税制改革と国際課税の課題 日本租税研究協会第63回租税研究大会記録』11頁（2011年）も参照。

¹⁶ 高橋元監修『タックス・ヘイブン対策税制の解説』（清文社、1979年）92頁は、「合算課税方式において土台となる考えとしては、租税回避防止論のほか、国内のみで活動している企業や支店の形で海外に出ている企業とのバランス、公平を図らねばならない、という課税の中立論もあるが、中立性の議論から出発する場合には子会社等の事業活動の内容を見ることなく、タックス・ヘイブン所在のすべての子会社等の留保所得を合算課税の対象とせねばならなくなり、わが国企業の海外での活動の実態を無視する結果にもなりかねないので、わが国の税制では採用されなかった。」と述べていました。

¹⁷ たとえば、中里実「課税繰延の利益」『金融取引と課税』（有斐閣、1998年、初出 1992年）15頁、22頁。なお、金子宏名誉教授は、外国子会社配当益金不算入制度の導入前から、「この制度の趣旨と目的は、タックス・ヘイブン・コーポレーションの課税対象金額相当額を株主であるわが国の内国法人等の擬制収益ないし擬制配当として課税し、租税回避の手段としてのタックス・ヘイブン・コーポレーションの機能を実質的に減殺することにある」と述べていました（金子宏『租税法（第13版）』（弘文堂、2008年）425頁。これは、『租税法（第21版）』（弘文堂、2016年）557頁と同じです。）。なお、浅妻章如「タックス・ヘイブン対策税制（CFC 税制）－租税条約との関係及び適用除外要件について」租税法研究706号137頁、139頁（2008年）の記述も参照。

外国子会社配当に対してワールドワイド・システムを維持している米国の公式資料も、CFC 税制の意義として課税繰延べ（deferral）の防止を述べています。米国 CFC 税制（Subpart F）の立法理由として、S. Rep. No.1881, 87th Cong., 2d Sess., reprinted in 1962-3 CB 703, 784-785。米国財務省の見解として、TD 8767, supra note 6。

¹⁸ 浅妻前掲注4の論文と測前掲2、345～377頁の論文を参照。前者は日本に由来する所得の把握、後者は日本の親会社の適正な所得の算定を CFC 税制の目的としていますから、いずれも日本のあるべき課税ベース（税負担）の確保を、CFC 税制の目的としているものと理解できます。

ています（資料3頁）¹⁹。

第1は、CFC税制の対象となるCFCの定義です。ここでは、主にCFCに対する支配のあり方と、CFCとなる主体（PEやハイブリッド主体など）が問題とされます。日本では、「外国関係会社」の定義が、ほぼこれに相当します。前述した問題点では、⑥、⑧、⑨がこれに関係します。

第2は、CFCからの除外、CFCとなる閾値の要件です。実効税率の算出方法なども議論されています。日本では、「特定外国子会社等」の定義におけるトリガー税率と、「特定事業」に関する要件がこれに該当します。前述した問題点では、⑦、⑩、⑪、⑫が関係します。

第3は、合算課税の対象となる所得の範囲です。CFCの全ての所得を対象とするのか、それとも、一定のタイプの所得だけを対象にするのかが議論されています。日本では、先に出した「特定事業」もこれに関係するといえますし、「特定所得」はこの部分に該当します。なお、報告書は、後ほど説明いたしますが、取引アプローチと事業体アプローチに関して、日本はハイブリッドなアプローチを取っているが、基本的には、取引アプローチのバリエーションであると分類しています²⁰。このことは、興味深いと思います。前述した問題点では、①が関係します。

第4は、CFCの所得計算の方法です。つまり、どの国のルールでCFCの所得計算をするか、また、CFCの損失をどのように扱うかが議論されています。日本では、「適用対象金額」の計算方法になります。損失については、特定外国子会社の損失が親会社に帰属しないとした双輝汽船事件の最高裁判決があります²¹。前述

した問題点では、②が関係します。

第5は、CFC所得をどの株主にどのように配賦するか、というallocationの問題です。日本の税制では、「株式等の請求権」の割合や「課税対象金額」の計算方法になります。

第6は、二重課税の防止、排除です。前述した問題点では、④、⑤が関係します。

3 BEPS 最終報告書と対応のための課題

3-1. 基本的なスタンス

ここでは、CFC税制に関するBEPS最終報告書を紹介しながら、その対応のために求められる日本法の課題を考えます（資料4頁）。BEPS行動計画におけるCFC税制の検討は、行動計画3として進められ、昨年9月に他の最終報告書とともに取りまとめられました。その基本的な姿勢は、敢えて言えば、詰めた議論を避けているように感じられます。最終報告書は、その第1章で、「政策的考慮事項と目的」と題する議論をしていますが、CFC税制がひとつの国の全体としての税制の中にあるものであることから、そのデザインや目的が国ごとによって異なってもよいことを認め、最終報告書としては、そのような様々なCFC税制の基礎にある政策的考慮事項を取り上げるとしています。そして、共通する政策的考慮事項として、CFC税制が、税収確保ではなく、利益移転を防止する効果（deterrent effect）を有するように設計されるべきこと、これによって、本国からの所得移転だけでなく、多国籍企業が源泉地国から軽課税国に所得移転をするインセンティブを縮小または排除することを述べています。この所

¹⁹ Final Report at 9-10.

²⁰ Id. at55.

²¹ 最判平成19年9月28日民集61巻6号2486頁。吉村政穂「双輝汽船事件最高裁判決--損失は合算の対象とされるか--」中里他前掲注7、40頁およびこれに引用された評釈等を参照。

得移転の防止という観点からは、当然、移転価格税制との関係に関心が向かいます。報告書は、CFC 税制が移転価格税制のバック・ストップであると言われていることに言及し、これはミスリーディングであり、CFC 税制は、移転価格税制によっては課税できない所得を捕捉できること、移転価格税制よりメカニカルであり対象を絞っていること、移転しやすい所得を自動的に株主に配賦することを述べています。そして、Cash Box、すなわち、過剰な資本金を有し、これを関連法人に出資してそのリターンを得て留保するだけの軽課税国法人については、移転価格税制では課税できない通常利益の部分も、CFC 税制であれば、課税できることが述べられています。

ワールドワイド・システムとテリトリアル・システムについても触れられていますが、いずれを採るかについて参加国に一致がないことを背景に、純粋なワールドワイド・システムを採る国もテリトリアル・システムを採る国も存在せず、各国の税制はその中間のどこかにあるという言い方で、加盟国の共通性を表に出そうとしています。そして、国外所得をどこまで課税するかは、競争に対する懸念とのバランスの問題であるとし、CFC 税制の存在も、①これを避けようとする企業がCFC 税制のない国で設立されるという歪曲を生み出すこと、②CFC 税制により、対象となるCFC が実質的に重い税負担の下で競争することになる、という問題を指摘しています。しかし、注目されるのは、この議論の一部として、Base Stripping の防止が検討されていることです。最終報告書は、本

国からの Stripping だけでなく、外国と外国の間の Stripping（第三国からの Stripping）も防止すべきであるとしています。おもしろいのはその理由のひとつです。それは、どの国の課税ベースが剥奪されたのかを決められないことがあるという理由です。しかし、もしそうなら、そもそも、課税ベースの剥奪、Base Stripping があったのか否かも、決められないように思われます。ここには、CFC 税制のドラスチックな性質が、よく現れているのではないのでしょうか。

なお、最終報告書は、EU 諸国における CFC 課税への制限についても、欧州司法裁判所が英国の CFC 税制の適用を欧州条約に規定された設立（開業）の自由に反するとした Cadbury Schweppes 判決²²などを意識しながら議論しています。この判決は、CFC 税制が軽課税国の外国子会社だけに適用され、内国法人や軽課税国以外の子会社には適用されないことを欧州条約が保障する設立自由に対する違反としましたが、ただし、このような設立自由に対する制約は、加盟国の法制の適用を回避することを目的とする「完全に偽装的な仕組み（wholly artificial arrangements）」に明確に関係する場合には、正当化されうるとも述べています。この判決は、EU メンバー以外の国には関係のないことですが、最終報告書が実質判断（substance analysis）にしばしば言及しているのは、この影響かもしれません。

わが国について、条約関係では、前述のように、CFC 課税が各国との租税条約に規定された「PE なければ課税なし」の原則に反するの

²² Cadbury Schweppes plc and Cadbury Schweppes Overseas Ltd v. Commissioners of Inland Revenue, C-196/04, 12 September 2006. 伊藤剛志「Cadbury Schweppes 事件先決裁定の検討」中里他前掲注7, 231頁参照。また、その後の英国での改正について、神山弘行「英国における CFC 税制改正の動向とその課題」中里他前掲注7, 248頁、伴前掲注4, 251～287頁、青山慶二「英国の法人税改正の動向（国際課税の観点から）」租税研究743号（2011年）173～195頁、本庄資『オフショア・タックス・ハイブンをめぐる国際課税』（日本租税研究協会、2013年）379～384頁参照。

ではないかということが問題になり得ます²³。

3-2. CFC の定義

CFC の定義は、前述した Building Blocks の最初のもですが、最終報告書は、透明な主体（日本では組合や信託）と PE も、CFC 課税の対象とすることができ、また、ハイブリッド・ミスマッチ（組織体を法人課税の対象としかどうかについて関係国が不一致となること）を用いた CFC 課税の回避を防止することについて、議論しています。資料5頁の図は、A 国から見て C Co. は法人ではなく、B の一部となる場合です。しかし、B 国と C 国は、いずれも C Co. を法人と扱っています。直接の関係両国の扱いは一致しているので、ハイブリッド・ミスマッチとは言えないのですが、C Co. が B Co. に支払った利子などは、C 国の課税ベースを浸食しているにもかかわらず、A 国の CFC 税制の対象とはならないことになります。これは、わが国の CFC 税制がまだ考えていない問題です。この領域、つまり、法人とはされない組織体の扱いは、わが国の税制が不得意とするところ、遅れたところですが、ただ、ハイブリッド・ミスマッチに関する最終報告書があまり決定的なことを述べていないことから見て、BEPS 行動計画のこの部分への対応は、先送りしてよいと思われます。

しかし、CFC 税制の最終報告書が、子会社に対する支配の判定を、法的な持分だけでなく、経済的な支配のテストをも併用するように求めていることについては、考慮が必要と思われます。ちなみに、最終報告書の前に公表されたディスカッション・ドラフトでは、支配についてだけで1章が割かれており、支配は重要な問題とされています。経済的な支配とは、解散などの場合における利益や資本、資産に対する権利をいい、機械的に判定できるものとされています。

す。そうすると、日本での位置付けとしては、法的な意味での実質的支配と言ってよいのかもしれませんが。

もっとも、最終報告書がさらに、De Facto Control、実質的支配（事実上の支配）という概念を導入していることについては、日本も対応が必要かもしれません。実質的支配として、法人の居住地国を管理支配基準で判断する場合に何を考えるか、ということが述べられており、たとえば、外国子会社のトップレベルの意思決定を誰が行うか、日々の事業活動に対する命令または影響力を行使するのは誰か、あるいは、支配的な影響力の行使を認めるような特定の契約上の結びつきがあるか、といったことがあげられています。ただし、このような判断は執行コストを引き上げ、複雑さと不確実さを増加させるため、法的支配や経済的支配のルールが回避されることを防止するためのルールとして機能させるべきであると述べられています。報告書はまた、この回避の防止のため、会計原則上の連結要件を支配の判断に利用することについても、述べています。

わが国が考えるべきもうひとつの要素として、支配のレベル（50%超など）の測定があります。まず、持分保有による間接支配の場合、現在は、持分割合をかけ算しています。（親会社が60%を保有する子会社が、孫会社レベルにある CFC の70%を保有している場合、親会社は60%×70%=42%の支配しかないことになります。これに対して、最終報告書は、所有の連鎖の各段階で支配の基準値を満たしていることから、親会社は CFC に対して十分な支配を有しており、支配の基準値を満たしているとすべきとしています。ただし、親法人に合算される所得の額は、実際の持分である42%に限定すべきであるとされています。

もうひとつ、当事者（少数持分権者）の共同

²³ 中里前掲注11参照。

（“acting-in-concert”）を考慮することがあげられています。たとえば、資料6頁の図では、A、B、Cは独立当事者であるが、CFCに対してAとBが共同で行動している場合、A国またはB国は、AとBとの持分を合算し、CFC税制を適用できることになります。この判断では、事実の分析により、実際にCFCに対する影響を及ぼすために共同で行動しているか否かを判定することとされています。ただし、事務負担やコンプライアンス・コストが大きくなることから、一般的ではないとしています。日本の場合、既に関連者の要件が相当に広いので、ここまでは考えなくていいのかもしれません。

支配をめぐる本質的な問題は、現在のCFCを利用した利益移転（BEPS）リスクの生じ方に基づくべきだということになると考えられます。仮に支配要件に関するルールの回避を否認する規定を設けるのであれば、BEPSリスクの観点から、否認のあり方を決めるべきことになると思います。

3-3. CFCからの除外およびCFCとされる閾値

最終報告書は、一定の形式的な基準でCFCから除外することが、よりのめがけられ、効率的なCFC税制の執行のために必要であるとしています（資料7頁）。そして、外国子会社国の実効税率が、親会社国の税率に十分に近い場合には、CFC税制の適用対象から除外することを勧告しています。また、ホワイトリストの使用も認められるとしています。

この勧告に至る過程で、3つの除外要素が検討されたと述べられています。第1は、最低金額（De minimis）の閾値です。たとえば、次に述べるCFC所得が一定の金額未満であれば、最初からCFC課税の対象外とするといった閾値です。しかし、このようなルールは、外国子会社を分割することで回避できます。したがって、これに対抗する否認規定が必要になるかもしれません。実際、米国の否認ルールが紹介さ

れています。また、ドイツのルールでは、CFCの株主段階での金額も基準とされ、分割によって回避しにくいものになっていることが紹介されています。最終報告書は、このような最低金額基準を、一般に勧告はしないが、もし導入するのであれば、分割による回避を否認するルール（anti-fragmentation rule）と組み合わせた方がよいとしています。

第2は、租税回避否認による要件です。CFC課税の回避の結果であるようなものに対象を絞るというやり方ですが、あまり議論されていないので、省略します。

第3が、税率による除外です。これが勧告されたやり方ですが、たとえば、高税率国に利益移転が起こるような場合は、防止できないことも指摘されています。税率の測定を、名目税率で行うか、実効税率で行うか、後者の場合、所得の計算を本国ルールで行うか、IFRSのような国際基準を利用するかが議論されています。また、実効税率の算定において、算定の単位をどうするかも論じられています。狭い方向では、所得の各項目毎に算定することが考えられ、その場合、相手先国での非課税所得なども対象とすることができます。広い方向では、1つの国の全ての主体を一括して算定することが議論されています。

3-4. CFC所得の定義

この部分は、ディスカッション・ドラフトでは結論が出ていなかった部分で、一番厳しい議論が行われたのだらうと推測されます（資料7頁）。最終報告書で勧告されているのは、BEPSの懸念を引き起こす所得の定義を置くこと、つまり、何でもCFC課税の対象にする、というやり方は取らないということです。ただし、これに続いて、それぞれの国の政策に応じて定義を行うことも認めています。Full-inclusion、つまり、CFCの全ての所得を合算対象とすることも認めるということですから、最終報告書のこの部分は、極めて許容度の高いものとして落

ち着いたことになります。

定義のためのアプローチとして、地理的に動きやすいかどうか、関連者の助力を得ているかどうか、所得の源泉地がどこか、CFCの事業活動のレベルがどうか、といった点があげられています。

ただし、いずれのアプローチを取ったとしても、CFC課税は、少なくとも移転価格税制の下で軽課税国のCash Boxに配分された一定の投資収益(funding return)を捕捉するものでなければならないとされています。もっとも、この記述に続いて、最終報告書は、CFCルール目的が国によって異なることを認め、次に述べる様々なアプローチを示しています。また、前述のように、CFCの全ての所得を対象にするfull-inclusionも認めています。

第1のアプローチは、所得の類型的区分です。それには、①法的分類、すなわち、配当、利子、保険所得、ロイヤリティや知的財産権からの所得、売買や役務提供による所得という分類が行われ、それぞれについて、BEPSリスクの観点から議論が行われています。細かく見ると興味深いのですが、ある程度資料8頁に掲載しましたので、説明は省略します。②次に、関連者との関係があります。すなわち、関連者との取引による所得を、CFC課税の対象にするという方法です。③また、所得源泉に着目するアプローチも紹介されています。すなわち、CFCの所在地国で得られた所得は対象にする必要がないし、本拠地国で得られた所得は、対象とすべきことになります。

第2のアプローチは、実質分析です。これは、所得が基礎となる実質(underlying substance)から乖離していることを様々な代用的要素(proxy)、たとえば、人、事業所、資産、リスクといった要素で判断するというアプローチです。いかなる要素が使われようと、あくまでもCFCがその所得を獲得する能力があるか否かを判断することが目標になります。類型的で機械的な判断よりも、質的で正確な判断ができ

るとされています。問題となるのは執行コストの増加で、TPより小さいとはされていますが、執行コストを抑えるために、一定の所得類型に限定することや、閾値(all-or-nothing)テストとすること、支出のような客観的指標を利用することが検討されています。

興味深いのは、最終報告書があげる実質分析の例です(資料8頁)。①そのCFCの従業員が相当程度の貢献をしているか、②グループ企業の重要な機能から見て、そのCFCが、もし非関連者であれば、特定の資産を所有し、または、特定のリスクを負担していたと判断できるか、③そのCFCの中心的機能の大部分を果たすに必要な支店等を有し、要求される技能を持つ被用者が必要な数いるか、といった観点や、さらに、④知財優遇税制は、実体的な活動を前提としなければならないというアクションプラン5で用いられたnexusアプローチを用い、そのような所得をCFC課税の対象から外すが、他のIP所得はCFC課税の対象とするという考え方が示されています。

第3のアプローチは、超過利益分析です(資料9頁)。これは、BEPSプロジェクトが考案したもので、実施されている例はありません。移転価格税制における機能分析などからの発想であると思われます。超過利益分析では、軽課税国で取得した所得のうち、「通常利益」を超える所得をCFC所得とみなすことになります。リスク移転や無形資産が絡む場合に有効とされており、上記の所得の類型的区分と組み合わせ、たとえば無形資産や関連者取引がある場合だけに適用することが示されています。

通常利益は、 $\text{通常利益} = \text{利益率} \times \text{適格資本}$ (normal return = (rate of return) × (eligible equity)) として算定されます。これを超える部分が、課税対象となるCFC所得です。逆に、通常利益までは、合算課税はありません。つまり、通常利益を対象外とするアプローチなのです。そこで興味深いのは、この通常利益率になりますが、最終報告書は、通常の投資家であれば、持分投

資で投資リスクを見込まないことはあり得ないことから、リスクを見込んだ利益率が設定され、8%から10%が例示されています。もちろん、業主や地域による違いはあるとはしていますが、かなり高い率ではないでしょうか。その代り、適格資本には絞りがかけられています。すなわち、IP資産を含む積極的事業活動の中で用いられる資産への投資に限るという絞りです。逆に言えば、グループ内金融や保険などの受動的所得を生み出すような資産（典型的にはキャッシュ）に結びつく投資は、適格資本ではないので、CFCには通常利益も保証されず、すべて合算課税の対象となります。

報告書が、この章の最後で検討しているのは、取引（所得）アプローチと事業体アプローチです。これは、これまで述べた第1から第3のような意味でのアプローチとは次元が違います。すなわち、課税対象となるCFC所得をどのように定義したとしても、それを事業体毎に適用するのか、それとも取引ベース、言い換えれば、個別の所得の流れについて考えるのか、いずれのアプローチを取るかという問題です。そして、事業体アプローチでは、ある程度未満の合算対象所得しか得ていない事業体、または、一定の積極的事業活動を営んでいる事業体については、事業体レベルで適用対象外となります。逆に、CFCの大半の所得が合算対象であれば、全部が合算対象になります。つまり、事業体アプローチでは、事業体レベルでall-or-nothingの判断となるわけです。取引（所得）アプローチでは、やはり、取引や所得レベルで見れば、all-or-nothingですが、事業体レベルから見れば、一部の所得だけが合算対象となります。

最終報告書のここでの取引アプローチか事業体アプローチかの議論は、論理的厳密さを欠いています。なぜなら、CFC所得の定義に関する議論であるのに、エンティティの属性が紛れ込んでいるからです。他方、日本での事業体アプローチか所得アプローチかの議論は、もっぱら、事業体の属性を見るか、所得の属性を見る

かを問題としており、最終報告書の議論とは、若干のズレがあることに、注意すべきです。

最終報告書は、事業体アプローチでは、一定の場合には執行コストや遵守コストがある程度は減少するが、合算対象が過大となったり過小となったりすることがあるとしています。これに対して、取引アプローチは、正確であるが、執行コストがかかるので、何らかの閾値を設けることが考えられるとしています。

興味深いのは、この章の注で、日本がこのふたつのアプローチの組合せ（ハイブリッド・アプローチ）を用いているとされていること、さらに、日本のルールの下では、一定の事業体は、所得と活動の類型を理由にCFC課税から除外されるが、当該事業体が取得した一定の所得種類の所得は依然としてCFC課税の対象となること、したがって、最終的には所得の性質を検討することから、本質的には取引アプローチの一形態であると述べられていることです。もちろん、日本のルールには、最初に説明したように、事業体の性質を判断して全ての所得を合算してしまうものもあるのですが、こうしたものがあるからといって、事業体アプローチになるとは見ていないようです。

3-5. 所得の算定ルール

ここでは、CFC所得の算定方法が検討されています。すなわち、どの国のルールを適用するか、および、CFC所得の算定に関する特別なルールが必要かどうかが議論されています。勧告は、前者については親会社国のルールを用いること、後者については、CFCの損失の扱いについて、損失を同一のCFCの利益またはCFCと同一国内の他のCFCの利益に対してのみ相殺ができる（親会社の所得との相殺は認めない）ようにすべきであるとしています。

前者の議論では、親会社国ルールの使用が、BEPS（ここでは親会社国の課税ベースの浸食）の防止という目的に論理的に整合的であり、執行コストも相対的に小さいとしています。

後者の議論に関連して、CFC 所得に生じた損失を、CFC 所得以外の所得から控除できるか、またその逆はどうか、という問題があります。これは、各国の既存の国内法によるべきであるとしています。

3-6. 所得の配賦ルール

ここでは、CFC の合算対象所得を、どのように配賦 (allocate) するか、すなわち、(i)どの納税者に、(ii)どれだけの金額を、(iii)いつ、(iv)どのような性質の所得として、(v)適用税率をどのようにして、配賦するかという問題です。これらに対する勧告は、(i)は、支配の判定における最低持分基準を満たす者とする、(ii)は持分割合と持分保有期間によって算定する、(iii)と(iv)は既存の国内法に従う、(v)は親会社国の税率による、ということになります。日本のルールと異なるのは、(ii)について保有期間が考慮されていることです。また、(iv)については、配当があったものとみなす考え方と、合算対象株主が直接獲得したとみなす考え方があることにも触れられています。たとえば、合算対象株主が個人の場合、合算対象株主が直接獲得したとみなすのであれば、現在の日本の制度にはありませんが、CFC が納付した外国税について、個人所得税における外国税額控除を与えるべきことになると考えられます。(v)の税率に関しては、“top-up tax”の考え方が検討されています。“top-up tax”は、ミニマム税に近い考え方に立脚するもので、CFC の実際の納税額と設定された閾値（最低税率）との差に相当する税率で課税をする、つまり、国内法人と同じではなく、設定された閾値までの課税をするにとどめるというものです。このようにすれば、CFC 税制が多国籍企業にもたらす競争上の不利は緩和されると述べられています。ミニマム税的な発想は、日本でも導

入してよいと考えます²⁴。

3-7. 二重課税の防止と排除

最終報告書は、二重課税が生じる場合として、少なくとも次の3つがあるとしています。(i)合算課税対象所得がCFCの所在地国などの外国法人税の対象となる場合、(ii)同じCFC所得に複数の国が合算課税をする場合、(iii)CFCが合算課税を受けた株主に実際に配当を行い、または、株主がCFC株式を譲渡した場合です。さらに、ふたつの国の間で移転価格税制の適用があり、第三の国がCFC課税を行う場合など、移転価格税制との被りが生じる場合もあるとされています。

勧告は、(i)(ii)について、外国税額控除を認めるべきであるとしています。ここでの外国税には、中間の法人に対して課されたCFC所得に対する外国税を含むとしています。資料11頁の図をご覧ください。頂点にある親会社Aの所在地国A国は、C社(CFC)の合算対象所得に対してC国が課した法人税だけでなく、B社(CFC)の合算対象所得に対してB国が課した法人税も、A社の法人税から税額控除すべきであることになります。(iii)については、受取配当と株式譲渡益を非課税にする方針で、細部は各国に委ねるとされています。これら以外の二重課税への対処については、各国に任されています。

わが国との関係では、(ii)について、CFCではない外国の中間法人を通じてCFCを間接保有する場合について、中間法人に関する税額控除を措置することが、また、(iii)については、株式譲渡益として実現された所得に対する二重課税防止の措置を設けることが、必要になります。なお、わが国の問題点の④と⑤として指摘したことは、特にCFCの日本支店に対する日本の

²⁴ 米国CFC課税におけるミニマム税制についての最近の興味深い論文として、Stephen E. Shey, J. Clifton Fleming, Jr. & Robert J. Peroni, Designing a 21st Century Corporate tax—An Advance U. S. Minimum Tax on Foreign Income and Other Measures to Protect the Base, 17 Fla. Tax Rev. 669 (2015).

課税が二重課税を起こすことについても、対処が必要だと思います。

4 CFC 税制の意味

最後に、CFC 税制の意義、CFC 税制は何のためにあるのかについて、議論したいと思います（資料11頁）。

4-1. 課税繰延べの防止

冒頭でも述べましたが、もともとタックス・ヘイブン対策税制と言われたわが国のCFC 税制は、軽課税国を利用した税負担軽減（租税回避といってもいいかもしれません。）の防止を目的として導入されたものです。しかし、翻って、ではなぜ、タックス・ヘイブンを利用すれば税負担が軽減されるのか、また、一体どのように軽減され、そのためにどのような現象（税負担回避行為）が生じるのかについて、突き詰めた検討は乏しいように思います。

そもそもなぜ、軽課税国に子会社を設立すれば、税負担が軽減されるのでしょうか。軽課税国は法人所得税が軽いから当たり前のことだ、と思われるでしょうが、実は、このことは、それほど明らかではありません。まず、個人である株主（居住者）から見た場合、内国法人からの配当については、法人と個人の二重課税の防止または緩和措置（所法92条や措置法の分離課税など）が働くはずですが、外国法人については、そのような措置はありません。個人株主と法人の間の二重課税防止措置を内国法人だけに限定しているのは、決して日本だけではありません。限定の理由は、内国法人であれば、その国の課税が行われている（外国法人であれば、その国による法人段階課税がされていない）からと考えられます。そうすると、もし、法人と個人の二重課税防止が完全に働いているならば、個人株主は、わざわざ軽課税国法人に投資をする必要はないはずです。

ところが、ここで問題となるのが、個人株主

に対する所得課税の繰延べです。すなわち、内国法人か外国法人か（軽課税国法人か否か）を問わず、法人が配当をするまでは、法人が獲得した所得に対する株主への課税はありません。ですから、少しでも法人課税の軽い法人に投資をして、利益を留保させることができれば、通常は累進課税で法人税よりも税率の高い株主段階課税を、いくらでも遅らせることができます。このことによる税負担の軽減、言い換えれば、租税上の利益を、（個人所得税における）課税繰延べの利益ということにします。もちろん、外国法人については、配当に対する二重課税防止措置はありませんが、課税繰延べの利益は、場合によっては二重課税による不利益よりも大きくなります。

株主が個人ではなく、内国法人であればどうでしょうか。全世界所得課税の下では、内国法人にも、個人と同様に課税繰延べのインセンティブが生じます。すなわち、法人企業が国内に子会社を設けた場合、関連法人からの配当は益金不算入ですから（法人税法23条）、二重課税の問題は生じません。しかし、個人の場合の課税繰延べと同様、子会社が配当をするまでは親会社は課税を受けないので、軽課税国に子会社を作って利益を留保することにより、日本の法人課税を遅らせることができるのです。しかし、外国関連法人からの受取配当も益金に不算入になると、利益留保をしても配当をしても日本の課税は（ほぼ）ないので、このインセンティブは、そのままの形で生じないことになります。

ワールドワイド・システムの下においては、このような課税繰延べの防止は、CFC 税制の主要な機能であったと思われます。最近の研究は、このことを立法事実から言うことはできないとしています²⁹、納税者が目指す税負担の減少という観点、納税者のインセンティブから見て、タックス・ヘイブンに子会社を作り、利益留保をすることは、大きな節税効果を得ることができたのです。このことは、CFC 税制の立法趣旨がいかなるものであろうと、事実とし

て否定できないと思います。また、個人株主については、現在もこのインセンティブが確実に存在します。

4-2. Base Stripping の防止

では、外国子会社配当益金不算入制度の下ではどうでしょうか（資料12頁）。この場合、外国子会社からの配当に対する日本の課税は永久にありませんから、利益留保による課税繰延べを考える意味がないことになります。外国子会社が得た所得に対しては、それが留保された場合に課税をしないだけでなく、配当として親会社に流入した場合であっても、日本は課税権を行使しないこととしたのです。

それなら、タックス・ヘイブンに子会社を作る意味はないのでしょうか。いいえ、むしろより大きな意味、税負担軽減のインセンティブが生じています。それは、次のようなケースを考えれば分かります。すなわち、もし、本来は日本で発生するはずの所得を、タックス・ヘイブンの子会社で発生させることができたなら、どうなるでしょうか。このような所得については、日本の課税は法人段階では永久にありません。つまり、CFC の所得は、かつては課税繰延べの利益（税負担軽減）を得ていた、というより、課税繰延べの利益だけにとどまっていた（だから、最終的にいつかは日本の課税を受けた）のですが、現在は、完全に（法23条の2が規定

する5%を除いて）非課税となってしまったのです。このため、上記のような行為は、より誘発されやすくなっているのです。タックス・ヘイブンを利用した税負担軽減のインセンティブは、それをどのように呼ぶか（課税繰延べといふか否か）は別として、より強くなっています。そうすると、CFC 税制も、このような行為の防止の役割を担うべきことになり、納税者のインセンティブが時間的な課税繰延べから永久非課税に変化したことに対応して、強化されるべきであると言えます。

ただし、Base Stripping や租税回避の否認という文脈で考えるのであれば、CFC 税制という手段の限界、特殊性も考えねばなりません。一般的租税回避否認ルールであれば、あるべき課税の方法としては、親会社に発生するはずの所得（Strip された所得）を全部、その親会社に戻す（加算する）ことになるはずですが、しかし、CFC 税制はそうではありません。親会社の所得が剥ぎ取られたとしても、日本にいる10%以上の持分権者みんなに、持分割合に応じて、配分しなければなりません。つまり、Base Stripping を完全に元に戻すことはできないのです。

また、Base Stripping のロジックにおける根本的な問題は、上で述べた「本来は日本で発生するはずの所得」とは何か、ということになります²⁶。企業が、海外に子会社を設けて得た所

²⁵ 渾前掲注2, 352～358頁, 363～365頁。浅妻前掲注8, 642頁。

しかし、米国財務省による報告書である Office of Tax Policy Department of the Treasury, The Deferral of Income Earned Through U.S. Controlled Foreign Corporations A Policy Study (2000) は、「2つの基本的な、しかし相矛盾する合衆国課税システムの特徴が、租税回避の可能性を生み出し、したがって、課税繰延べの防止ルールに対する潜在的な必要性を生み出した。第1の特徴は、法人を独立した者と扱うこと、第2の特徴は、全世界所得課税である。」(at 1) と述べています。

²⁶ この点に関して、浅妻前掲注4, 98頁が、「日本に由来する所得」と述べたことは示唆的です。「由来する」という概念は、従来の租税法にはない、独自のものです。浅妻章如「タックスヘイブン対策税制の改正と今後」ジュリスト1397号44頁（2010年）も、「由来」という考え方にに基づくものですが、あるべき合算対象が現在よりも縮小されることになります。「南の島国で著作物を作って使用料を稼得しているような場合であってもその株主が日本居住者であれば日本で課税するべきなのか」というこの論文があげる例（「[シンポジウム] 国際租税法の新たな潮流」租税法研究36号（2008年）130頁における吉村典久発言）に対しては、著作物を作るという行為の場所をどのように特定するか、といった観点から、「由来する」の意味が問われることになると思われます。

得のうち、何がこれに該当し、何がそうではないのかという切り分けの問題になるわけです。言うまでもないことですが、この切り分けは、所得の性質が能動的か受動的かということと、直結するわけではありません。

さらに、個人株主や少数株主については、その事業からの所得がタックス・ヘイブンの子会社に Strip されるような事態は、極めて考え難いと思われます。また、最終報告書が言及した外国(源泉地国)から外国(タックス・ヘイブン)への Stripping (foreign-to-foreign stripping) も²⁷、上記の論理では合算対象とすべきでないことになります。

合算される所得の範囲については、冒頭で申し上げた「租税回避の防止」の文脈で議論されています。租税回避は、一般に行爲計算否認規定の文言である「不当な税負担の減少」と定義され、これまで、そこにいう「不当」とは何かという不当性の問題に議論の焦点が当てられてきました。濫用という語も用いられています。しかし、とりわけ CFC 課税の趣旨目的や制度設計の議論では、不当性や濫用の判断以前に、冒頭でも述べた「税負担の減少」の有無と程度、言い換えれば、海外子会社に発生した所得のどれだけが、本来は日本の親会社で発生していたはずの所得であるか、という問題を解決しなければならないことになります。これは、不当かどうか、濫用に当たるかどうかという納税者の行為の性質に関する問題ではありません。勿論、納税者の意図などの主観面の問題ではありません。つまり、少なくとも講学上の租税回避とは異なるものです²⁸。そうではなく、日本の課税権を、外国子会社の所得 (CFC の規定以外の

租税法の適用の結果、外国子会社に帰属している所得。もちろん、実質所得者課税の原則 (法 11 条)、さらにその前提となる私法上の帰属といった判断を行った後に、外国子会社に帰属すると認められる所得) に対して、どこまで主張するかという、課税権の原理原則に関する問題なのです。

しかし、厄介なのは、この判断が、理論的であると同時に、政策的なものでもあり、常に企業の国際競争力とのバランスが問題とされてきたことです。最終報告書にもありましたが、CFC 税制は、企業の国際競争力を削ぐものであることを勧告すべきであるという議論です。この議論については、国際競争力というときのその内容、誰のだれに対する競争なのか、それが誰に利益をもたらすのかがはっきりしないことを、指摘しておきたいと思います²⁹。しかし、そのことをひとまず置いて、この考え方を推し進めると、納税者サイドは、軽課税国所在の子会社に所得があること自体は日本の税収を侵食するものではなく、租税回避の汚名を着せられても仕方ないような例外的な場合に限って、CFC 税制を適用すべきであると主張するでしょう。逆に、課税庁サイドは、租税回避を恐れる傾向が強く、そのあまり、課税範囲が不適切に広がりすぎる恐れがあります。そして、何が租税回避なのか、決め手を欠くまま、いわば局地戦によって合算課税の範囲が場当たりの決められてゆくようなことになるでしょう。ひょっとすると、現在の日本の CFC 税制も、そのような結果なのかもしれません。

しかしながら、もし、CFC 税制の趣旨目的が、Base Stripping という手法による租税回避

²⁷ Final Report at 13, 16, 46.

²⁸ 前掲注2, 369～370頁は、「インセンティブの構造としての租税回避」と呼んでいます。ただし、前掲注7でも述べたように、課税繰延べに対する理解や評価は、異なります。

²⁹ 錦織・藤谷前掲注14, および、これが引用する Tax Law Review, Vol. 65, Issue 3 (Spring 2012): “Symposium on International Taxation”に掲載された諸論文を参照。



の防止（だけ）にあるとすると、したがって、租税回避に係る主張立証が訴訟で争われるとすると、極めて有能な法律スタッフを抱え、十分なプランニングを行う多国籍企業を相手に、国は、裁判所での徹底抗戦を覚悟しなければならないでしょう。日本の裁判官は、主に民事法や刑事法でのトレーニング（要件事実教育）を受けており、租税回避の否認という法の解釈適用については、基本的に慎重であると考えられることから考えると、CFC税制は、最終的に裁判官を説得できるような理論に基づいたものとするべきであると思われます。なぜこの税制が必要であり、当該事件で適用されているのか、その基礎となるわが国の課税の原則が一体何なのか、これに基づいたあるべき税額、不当な「軽減」が生じる前の税額がどのように計算されるのかを示すことができなければ、国は裁判に勝てないと思われます。Base Strippingという観点は、それだけの確かさや具体的内容を持っているで

しょうか。Base Strippingの防止は、CFC税制のためのひとつのスローガンではあっても、法原則や法理論とまではいえないのではないのでしょうか。

4-3. 個人所得税の視点から

このように考えると、わが国でおそらく唯一の十分に可能であると思われる原則論は、（CFC税制の対象である）個人の投資家から見たインセンティブや公平から、CFC税制によって確保すべき課税権やあるべき税額を明らかにすることです。すなわち、個人は、法人に投資することによって、二重課税の不利の裏面で、課税繰延べの利益を得ることができます。この利益は、軽課税国法人の方が大きくなります。資料12頁の下の方にある算式をご覧ください。

いま、個人株主が所有し、Eの留保利益を有する法人が、新規投資を y 年間行うとします。投資からの課税前利益率を r 、法人税率を c 、

配当に対する個人所得税率を d とおきます。法人が利益を留保して投資を続け、株主は最後に配当として受け取るとすると、 y 年後に株主が受け取る利益は、

$$(1-d)E\{1+r(1-c)\}^y$$

となります。

これに対して、法人が利益を毎年配当し、株主は課税後の受取配当を全額出資するとすれば、

$$(1-d)E\{1+r(1-c)(1-d)\}^y$$

になります。

両者の差が、本稿のいう課税繰延べの利益であり、その値は、軽課税国法人 (c が小さい) の方が大きくなることが分かります。

内国法人も究極的には個人株主の集合体ですから、個人株主から見れば、その内国法人自身ではなく、外国子会社に所得を発生させるインセンティブが生じます。これは、Base Stripping のインセンティブに違いありませんが、個人株主から見れば、課税繰延べの利益 (インセンティブ) の一種です。私は、CFC 課税は、個人株主から見た課税繰延べというインセンティブ、

有利さを、税負担の不公平と評価して、防止する制度であると理解するしかないと思います。そして、CFC 税制が保護しようとする日本の課税権の外枠は、ここにある、すなわち、課税繰延べが生じないような税負担を求めることまで広がっていると考えべきであると思います。個人株主と CFC との間では Base Stripping は (ほとんど) 生じないとすると、個人株主にも適用がある日本の CFC 税制については、課税繰延べという観点から統一的な説明をすべきであると思います。

その上で、前述した局地戦の結果、様々な妥協が行われていますから、その部分は、CFC 税制が譲歩をしているものと見るべきでしょう。しかし、大切なことは、あくまでも原則は課税繰延べが生じないところにあり、ここに規範的な基準を設定し、CFC 税制 (それを租税回避の防止措置というのであれば) の立法や解釈適用に当たるべきであると考えます。これが、本日のお話しの結論です。

大変拙い報告となりましたが、ご静聴下さいまして、誠にありがとうございました。

資 料

1 はじめに

B E P S 最終報告書（6つの構成要素）に従って日本のC F C 税制を概観
C F C 税制の目的、今後の課題

外国子会社配当益金不算入制度

ワールドワイド・システム（全世界所得課税主義）から
テリトリアル・システム（領域内所得課税主義）に

しかし、「外国子会社からの配当」以外は、全世界所得課税主義

外国子会社益金不算入の改正（ハイブリッド・ミスマッチ対応）
全世界所得課税主義への揺り戻し？

租税回避の防止のための措置としての説明

C F C 税制が対象とする「租税回避」とは何か？

税負担の「減少」の基準となる税負担を、どう計算するか？

裁判官を説得するために、何が必要か？

納税者の視点（インセンティブ）

なぜC F C を設けるのか？

課税繰延べ

Base Stripping

2 外国子会社合算課税制度

2-1 日本の税制の概要

「特定外国子会社等」

「外国関係会社」

発行済株式総数の50%超を居住者、内国法人、および、特殊な関係のある外国法人や非居住者が有する。

C F C 国の実効税率が、トリガー税率（20％）未満

「適用対象金額」

「株式等の請求権」の割合

「課税対象金額」

10％以上の株式等を有する居住者の雑所得の総収入金額

10％以上の株式等を有する内国法人の益金

適用除外

「特定事業」（株式や債券の保有、知的財産権の提供、船舶または航空機の貸付け）を「主たる事業」とするもの以外

事業に必要と認められる事務所や工場などを有し、

かつ、

その事業の管理運営を自ら行っている場合、

関連者取引である場合などを除く。

一定の統括会社（事業持株会社、物流統括会社）

「特定所得」について、上記の10％以上の株主に対する合算課税

ポートフォリオ投資の配当、利子、償還差益、株式譲渡益や、知的財産権の使用料、船舶や航空機貸付の対価

軽課税国において取引を行うことに経済的合理性を見いだすことが困難であり、利益移転に利用されやすい。

二重課税への対応

特定外国子会社等の所得に対して課された外国法人税は、内国法人である株主について税額控除

配当を受け取ったときは、一定の範囲で益金不算入

株主等が個人である場合は、合算課税と受取配当への課税の重複を避ける措置として、一定の範囲で配当所得の金額を控除

2-2 指摘されてきた問題点

中里実教授

① 一か零かという方式の採用

② 法人税法11条の関係が不明

- ③ 租税条約との関係
- ④ 二重課税の問題
- ⑤ C F C の海外支店（日本を含む）を考慮していないこと

錦織康高弁護士・藤谷武史准教授

- ⑥ C F C 判定における「関連者」の範囲
- ⑦ 支店所在地での課税
- ⑧ 中間持株会社への課税
- ⑨ 単年度ごとの判定
- ⑩ トリガー税率の判定における非課税所得の調整
- ⑪ 適用除外要件の中に管理支配を求める基準
- ⑫ 適用除外要件が形式的

多く研究者や実務家が、C F C 税制が何のためにあるのか、何を実現しようとしているのかについて、根本的な検討を求めている。

2-3 6つのBuilding Blocks

B E P S 最終報告書は、C F C 税制を、次の6つの Building Blocks（構成要素）から組み立てられたものとしている。

- ① C F C の定義
 - 支配のあり方
 - C F C となる主体（P E やハイブリッド主体など）
- ② C F C からの除外（閾値）要件
 - トリガー税率
 - 特定事業
- ③ 合算対象所得の範囲
 - 特定所得
 - 取引アプローチと事業体アプローチ
- ④ C F C 所得計算の方法
 - 適用対象金額の計算方法
 - 双輝汽船事件最高裁判決
- ⑤ C F C 所得の配賦
 - 株式等の請求権の割合や課税対象金額の計算方法
- ⑥ 二重課税の防止

3 B E P S 最終報告書と対応のための課題

3-1 基本的なスタンス

デザインや目的は各国によって異なってもよい。

様々なC F C税制の基礎にある政策的考慮事項を取り上げる。

共通する政策的考慮事項

税収確保ではなく、利益移転を防止する効果(Deterrent effect)を有するように設計

本国からの所得移転だけでなく、源泉地国から軽課税国への所得移転のインセンティブを縮小または排除

移転価格税制によっては課税できない所得を捕捉

移転価格税制のバック・ストップに止まらない。

Cash Box（過剰な資本金を有し、これを関連法人に出資してそのリターンを得て留保するだけの軽課税国法人）について、移転価格税制では課税できない通常利益の部分も課税可能

メカニカルで対象を絞っている

移転しやする所得を自動的に株主に配賦

ワールドワイド・システムとテリトリアル・システム

純粋形態はない。各国の税制は中間のどこかにある。

国外所得課税の程度は、競争上の懸念とのバランスの問題

C F C税制による歪曲

① C F C税制のない国で設立

② 対象C F Cが実質的に重い税負担の下で競争

Base Stripping

外国と外国の間の stripping も防止すべき

どの国から剥奪されたのかを決められないから

E U諸国におけるC F C課税への制限

Cadbury Schweppes 判決

欧州条約が保障する設立自由に反する。

軽課税国の外国子会社だけに適用

「完全に偽装的な仕組み」に明確に関係する場合、正当化されうる。

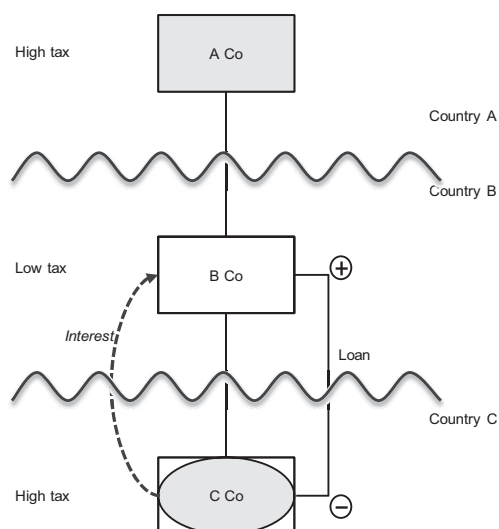
わが国の条約関係では、「P E なければ課税なし」の原則

3-2 C F C の定義

透明な主体（日本では組合や信託）と P E

ハイブリッド・ミスマッチ（組織体を法人課税の対象とするかどうかについての関係国の不一致）を用いた C F C 課税の回避

Figure 2.1 Modified hybrid mismatch rule



支配の判定

経済的な支配のテストの併用

解散などにおける利益や資本、資産に対する権利
機械的判定

De Facto control（実質的支配、事実上の支配）

法人の居住地を管理支配基準で判断

トップレベルの意思決定

日々の事業活動に対する命令または影響力行使

支配的な影響力の行使を認めるような特定の契約内容

執行コスト、複雑さと不確実さを増加させるため、法的支配
や経済的支配の回避の防止のためのルールとすべき

会計原則上の連結要件を支配の判断に利用

考えるべき要素

支配のレベルの測定

間接支配における持分割合のかけ算の是非

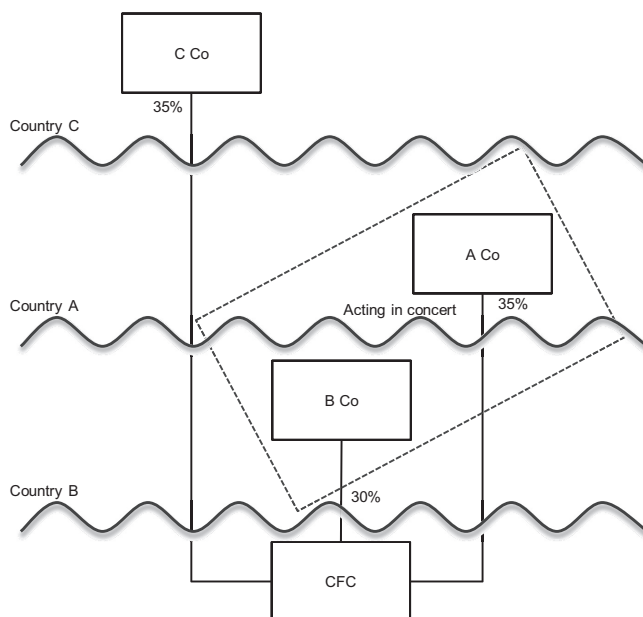
親会社が60%を保有する子会社が、孫会社レベルにあるC F Cの70%を保有している場合、親会社からは $60\% \times 70\% = 42\%$

少数持分権者の共同(acting-in-concert)

事実分析により、実際にC F Cに対する影響を及ぼすために共同で行動しているか否かを判定
事務負担やコンプライアンス・コストが大きくなることから、一般的ではない。

日本の場合、既に関連者の範囲が相当に広い。

Figure 2.2 Control interest held by unrelated parties acting in concert



3-3 C F Cからの除外およびC F Cとされる閾値

一定の形式基準による除外が、フォーカスされた効率的執行のために必要
C F C国の実効税率が親会社国の税率に十分に近い場合、適用対象から除外
ホワイトリストの使用

3つの除外要素を検討

最低金額(De minimis)の閾値

C F C所得の金額など

外国子会社を分割することで回避可能

否認規定(anti-fragmentation rule)必要

C F Cの株主段階の金額も利用

租税回避否認による要件

C F C課税の回避の結果であるようなものに絞る

税率による除外

税率の測定（実効税率）

所得の計算は、本国ルールか IFRS か。

税率算定の単位をどうするか。

所得ごとにするか。

C F C所得や非課税所得

1つの国の全ての主体で一括算定

3-4 C F C所得の定義

ディスカッション・ドラフトでは結論が出ていなかった部分

B E P S懸念を引き起こす所得を定義する。

それぞれの国の政策に応じて定義を行うことも認める。

full-inclusion でもよい。

地理的に動きやすいか、関連者の助力を得ているか、所得の源泉地がどこか、C F Cの事業活動のレベルがどうか。

移転価格税制の下で軽課税国の cash box に配分された一定の投資収益(funding return)を捕捉するものでなければならない。

所得の類型的区分

① 法的分類

配当、利子、保険所得、ロイヤリティや知的財産権からの所得、売買や役務提供による所得

② 関連者との関係

③ 所得源泉地

実質分析

所得が、基礎となる実質(underlying substance)から乖離していることを、様々な proxy で判断

人、事業所、資産、リスク

いかなる proxy が使われようと、あくまでも C F C がその所得を獲得する能力があるか否かを判断

類型的で機械的な判断よりも、質的で正確な判断

問題となるのは執行コストの増加

一定の所得類型に限定、閾値(all-or-nothing)テスト、支出のような客観的指標

例

- ① 従業員の相当程度の貢献をしているか。
- ② グループ企業の重要な機能から見て、その C F C が、もし非関連者であれば、特定の資産を所有し、または、特定のリスクを負担していたと判断できるか。
- ③ その C F C の中心的な機能の大部分を果たすに必要な支店等を有し、要求される技能を持つ被用者が必要な数いるか。
- ④ Nexus アプローチ（知財優遇税制は、実体的な活動を前提としなければならないというアプローチ）を用い、そのような所得を C F C 課税の対象から外し、他の I P 所得は C F C 課税の対象とする。

超過利益分析

通常利益を超える所得を C F C 所得とみなす。

リスク移転や無形資産が絡む場合に有効

上記の所得の類型的区分と組み合わせて、たとえば無形資産や関連者取引がある場合だけに適用

通常利益 = 利益率 × 適格資本

normal return = rate of return x eligible equity

通常利益率

リスクを見込んだ利益率、8 % から 1 0 % 例示

適格資本

I P 資産を含む積極的事業活動用資産への投資に限る。

グループ内金融や保険などの受動的所得を生み出すような資産（典型的にはキャッシュ）に結びつく投資は、適格資本ではないので、C F C には通常利益も保証されず、すべて合算課税の対象

取引アプローチと事業体アプローチ

事業体毎に適用するか、それとも取引ベース（個別の所得）か。

取引アプローチは、正確であるが執行コスト

何らかの閾値

日本の議論は、もっぱら事業体の属性を見るか、所得の属性を見るかを問題としており、最終報告書の議論とは、若干のズレ

日本は、このふたつのアプローチの組合せ（ハイブリッド・アプローチ）を用いており、最終的には異なる所得類型を検討することから、本質的には取引アプローチの一形態とされている。

3-5 所得の算定ルール

どの国のルールを適用するか。

親会社国ルールの使用が、B E P S（親会社国の課税ベースの浸食）の防止という目的に論理的に整合的であり、執行コストも相対的に小さい。

C F C 所得の算定に関する特別なルール

C F C 損失を同一 C F C の利益または C F C と同一国内の他の C

F C の利益とのみ相殺できる（親会社の所得との相殺は認めない）ようにすべき。

C F C 損失を C F C 所得以外の所得から控除できるとすべきか、またその逆はどうか。

各国の既存の国内法によるべき

3-6 所得の配賦ルール

(i) どの納税者に配賦するか。

支配の判定における最低持分基準を満たす者

(ii) どれだけの金額を配賦するか。

持分割合と持分保有期間によって算定

日本とは異なる。

(iii) いつ配賦するか。

(iv) どのような性質の所得として配賦するか。

配当があったものとみなす考え方

合算対象株主が直接獲得したとみなす考え方

(v) 適用税率をどのようにするか。

親会社国の税率

"top-up tax"の考え方

C F C の実際の納税額と設定された閾値（最低税率）との差に相当する税率で課税

ミニマム税的な発想

C F C 税制が多国籍企業にもたらす競争上の不利は緩和

3-7 二重課税の防止と排除

少なくとも次の3つで二重課税が生じる。

(i) 合算課税対象所得が外国法人税の対象となる。

(ii) 同一 C F C 所得に複数の国が合算課税をする。

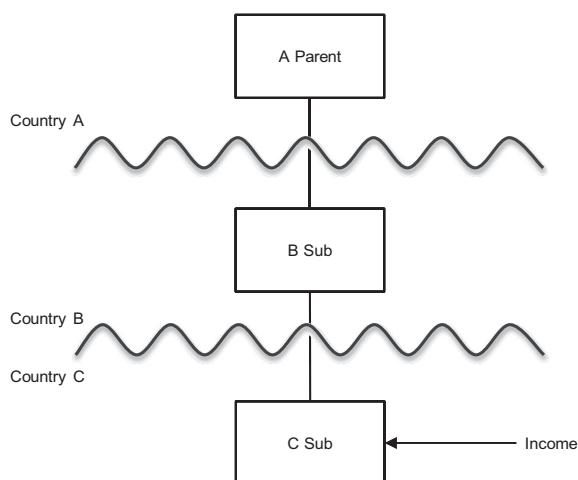
(iii) 合算課税を受けた株主が配当を受け取り、または、C F C 株式を譲渡

さらに、移転価格税制の適用後、第三の国がCFC課税を行う場合などで、移転価格税制との二重課税

(i)(ii)について、外国税額控除

中間の法人に対して課されたCFC所得に対する外国税を含む。
わが国も対応必要。

Figure 7.1 Interaction of CFC rules



(iii)は、受取配当と株式譲渡益を非課税にする方針で各国に委ねる。
わが国も対応必要？

なお、日本支店に対する日本の課税による二重課税

4 CFC税制の意味

4-1 課税繰延べ

なぜ、軽課税国に子会社を設立すれば、税負担が軽減されるのか。

株主段階課税（日本の法人税、累進所得税）を遅らせる。

軽課税国に子会社を作って利益を留保

全世界所得主義では、課税繰延べの防止は、CFC税制の主要な機能

4-2 Base Strippingの防止

外国子会社配当益金不算入制度の下ではどうか。

より大きなインセンティブ

ただし、CFC税制は4-2 Base Strippingを元に戻せるか？

「日本で発生するはずの所得」を、CFCで発生させる。

「日本で発生するはずの所得」とは？

租税回避防止であれば、税負担の減少のない所得とは？

日本の課税権の原理原則に関する問題

理論的であると同時に、政策的な問題でもあり、常に企業の国際競争力とのバランスが問題とされてきた

裁判官の説得

不当な「軽減」が生じる前の税額は、どのように計算されるか。

擬制説の下で、個人株主までを考えればどうか。

所得種類の転換

配当所得への転換の容易さ

テリトリアル・システムとワールドワイド・システムの選択

4-3 個人所得税の視点から

課税繰延べの利益

個人株主が所有し、Eの留保利益を有する法人が、新規投資をy年間行う。投資からの課税前利益率をr、法人税率をc、配当に対する個人所得税率をdとおく。法人が利益を留保して投資を続け、株主は最後に配当として受け取るとすると、y年後に株主が受け取る利益は、

$$(1-d)E\{1+r(1-c)\}^y$$

これに対して、法人が利益を毎年配当し、株主は課税後の受取配当を全額出資するとすれば、

$$(1-d)E\{1+r(1-c)(1-d)\}^y$$

課税繰延べの利益は、軽課税国法人（ c が小さい）の方が大きくなる。

Base Stripping へのインセンティブも、個人株主から見れば、課税繰延べの利益の一種

なお、個人株主と C F C との間で、Base Stripping が起こるか？

C F C 税制が保護する日本の課税権の外枠は、課税繰延べが生じないような税負担を求めることまで広がっている。

ここに、規範的な基準を設定し、租税回避防止としての C F C 税制の解釈適用を行うべき。

BEPS(税源浸食と利益移転) プロジェクト等の国際的な 取組みの現状と課題



●参加者（五十音順）

早稲田大学大学院会計研究科教授
財務省主税局国際租税総合調整官
一橋大学大学院法学研究科准教授
株式会社 LIXIL グループ税務部長

青山 慶二
緒方健太郎
神山 弘行
鈴木 一路

司会 日本租税研究協会参与・
財務省財務総合政策研究所顧問

渡辺 裕泰

討論中に言及されている資料は、巻末「資料編85頁～111頁」に掲載されています。

はじめに

(渡辺) それではパネルディスカッション「BEPS プロジェクト等への取組みの現状と課題」を始めます。

BEPS プロジェクトについては昨年の本パネルディスカッションでも取り上げましたが、その後昨年11月にG20サミットで、15のBEPS対抗措置（行動計画）からなるBEPS最終報告書が承認されました。その後、本年6月末にOECD租税委員会の第1回BEPS包摂的枠組み会合が京都で開かれ、それまで参加していた46カ国に加えて、新たに39カ国・地域が勧告にコミットした結果、BEPSプロジェクトの参加国・地域は85になっています。

また、BEPSに次ぐ国際課税の重要課題である税の透明性についても、本年4月のワシントンのG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、OECDに対し「税の透明性に関する非協力的地域を特定するための客観的基準」を作成することが要請され、本年7月の四川省成都におけるG20財務大臣・中央銀行総裁会議で基準が承認されました。

このパネルディスカッションでは、昨年もBEPSを取り上げましたが、今後の対応が残されたものもまだ多くあります。皆様の中にも、このBEPSは一体どこにいくのかと疑問に思われている、あるいは心配しておられる方が多いと思います。BEPSがどんな形になりそうかという最新の情報を、できるだけ整理された形で、パネルディスカッションの後に皆様にお持ち帰りいただけるようにしたいと思います。

本日のパネルディスカッションは、2部構成になっています。第1部は、BEPSプロジェクト・税の透明性に関するこれまでの取組みと今後の展望です。BEPSプロジェクトの概観と、これまでに一応措置済みと考えている対抗措置、税の透明性の基準（情報交換等）についてです。

BEPSプロジェクトについてはこれまで一応



措置済みと考えられているものは幾つかありますが、本日は時間の都合上、その中で行動計画1の電子商取引、13の移転価格の文書化、14の相互協議、11のBEPSの効果分析だけを取り上げることにして、あとは省略いたします。

第2部は、BEPS合意の今後の対応が必要な項目を取り上げて議論したいと思います。具体的には、BEPS行動計画3の外国子会社合算税制（CFC税制）、4の利子控除（利子の損金算入の制限）、8～10の無形資産等の移転価格、12の義務的な開示、15の多数国間協定を取り上げたいと思っています。

パネリストは、先ほどご紹介いただいた方々です。それぞれ組織に属しておられますが、本日は組織の意見というよりも、個人としての資格でご参加いただいているので、その点はよろしく願います。従って、ご発言も個人のものとして受け止めたいと思います。また、この場ではお名前を肩書きなしの、さん付けで呼ばせていただきますので、その点もよろしくお願いします。

今日のパネルディスカッションは第1部第2部共、緒方さんからどこまで議論が進んでいるのか、今後問題になるのは何であり、どの方向に進もうとしているのかなどにつき、差し支えない範囲内で最新の情報を教えていただいた上で、パネラー全員で活発な議論を進めたいと思っています。

それでは第1部の討論に入ります。最初に緒方さんからご説明をいただいて、その後青山さん、神山さん、鈴木さんからご意見・ご質問を頂戴し、さらに緒方さんからお答えいただくという順番で進めたいと思います。それでは緒方さん、よろしくお願いします。



I. BEPS プロジェクト・税の透明性に関するこれまでの取組みと今後の展望

〔「BEPS プロジェクト」について〕（国際課税資料1）

（緒方）早速、お手元の資料に沿って説明したいと思います。まず、BEPS プロジェクトの現状について簡単にお話したいと思います。

国際課税資料1は、BEPS プロジェクトの概要についてです。時間が限られていますので全部は触れませんが、ポイントとしては、BEPS プロジェクトは国際的に公平な競争条件（Level Playing Field）を確保することを大目標にし、多国籍企業の行き過ぎた租税回避を何とか抑えようというプロジェクトです。

問題意識の根幹は、多国籍企業が悪いと言うのではなく、むしろ各国の制度や国際的な原則・ルールが多国籍企業のビジネスモデルに追いついていない部分でギャップ・ずれが生じ、その部分を使って租税回避が行われる結果になっているということです。これに対応するために、各国が協調してずれや隙間をなくしていくプロジェクトになっています。

国際課税資料1の一番下に、3本柱が書いてあります。BEPS プロジェクトの肝になっているのがAの緑の丸になっている、実質性です。グローバル企業は払うべき所で税金を支払うべきという、やや当たり前のことが書いてありますが、これが非常に重要なメルクマールです。

実質的に活動している場所、価値が創造されている場所で課税所得が認識されるべきで、実

質のない所で課税所得が認識されると、それは良くない、租税回避であるということを大原則に議論しています。

〔「BEPS プロジェクト」最終報告書の概要〕（国際課税資料2）

具体的には国際課税資料2をご覧ください。15の行動で合意されたものをマッピングしています。第2部にもつながってきますが、今後日本がどうするのかをハイライトするために、これから法改正を考えていかなければいけない部分を4つ囲っています。

特に行動3の外国子会社合算税制の強化については、29年度改正での対応を検討中です。

〔BEPS プロジェクトの包括的(holistic)アプローチ - Cash box の例〕（国際課税資料3）

国際課税資料3は、BEPS プロジェクトが個別の行動でもって、全体としていかに包括的に問題に対応しようとしているかを表したポンチ絵です。後でご覧いただければと思います。

〔BEPS プロジェクトの今後〕（国際課税資料4）

本日のパネルディスカッションのテーマの1つはBEPS プロジェクトの今後についてです。国際課税資料4に「BEPS プロジェクトの今後」というタイトルで、現在の3本柱が書いて

あります。

BEPS プロジェクトは昨年の年末に最終報告書が取りまとめられました。BEPS プロジェクトの勧告の中身は昨年固まった形になり、現在はこの勧告を実施するフェーズに入っております。これを BEPS の実施フェーズと呼んでいます。

実施フェーズには3本の柱があります。1つ目は、BEPS 合意の一貫した実施とモニタリングです。各国の税制は国家主権の最たるもので、他国が税制について物を申すのは難しいですが、冒頭申し上げましたように、BEPS プロジェクトの肝となる部分は、各国が一貫して勧告に基づいた制度を導入することです。隙間をなくすことです。ですので、いかになるべく多くの国が一貫して実施するかが肝心です。

強制力はありませんが、一貫した実施を確保するために、他の国がちゃんとやっているのか、やり過ぎていないか、やらなさ過ぎていないかを相互にモニタリングすることになっています。これが一番大きな柱になっています。

2つ目の柱は、BEPS プロジェクトは2年間の集中的な議論の期間を経ましたが、いまだに課題が残っています。これを継続的に議論することです。これは後ほど出てきます。

3つ目の柱です。BEPS プロジェクトは G20 と OECD の共同のプロジェクトで行ってきた訳ですが、中身が固まったので、これを実施する国をさらに拡大していくことです。

〔BEPS プロジェクト参加国 (2016. 6 まで)〕
(国際課税資料5)

〔BEPS 実施フェーズ (Inclusive framework on BEPS) 参加国・地域 (2016. 7 ~)〕(国際課税資料6)

実施フェーズの3本柱の3つめの柱について、国際課税資料5と6に、どのような国が BEPS 参加国となっているのかのイメージを示しています。

国際課税資料5が、BEPS プロジェクトの議

論終了時点の図です。BEPS プロジェクトを2年間議論していた段階では44カ国でしたが、真ん中にあるコスタリカ・リトアニアが BEPS プロジェクトの2年間の議論の最後に加盟申請プロセスに進んだので、この2カ国が増えて46カ国になりました。OECD 加盟国と G20 メンバー国に、OECD 加盟申請中の国を加えた46カ国が BEPS プロジェクトの議論終了時点のフル参加国になっています。

フルではなく、中身にコミットしないけれどもオブザーバー的に参加している国々を、右側の赤い欄に書いています。

国際課税資料6が現状でどうなっているかを告示しています。実施フェーズが始まって最初の会合を6月末・7月頭に京都で開催しました。これは OECD 租税委員会の本会合としては、初めてパリ以外で開催した会合になります。この歴史的な京都会合を経て、現時点で正式なメンバー国が85カ国・地域になっています。

右から2番目の欄のとおり、京都会合で加わった国36カ国・地域と、京都会合後に参加した国3カ国と、合わせて新たに39カ国・地域が加わって、85カ国・地域になっています。

ご注目いただきたいのは、新たに加わった国・地域の中に、香港、シンガポールなど、日本と関係の深い国・地域が参加していることです。こういう国・地域を正式メンバーに加えて、BEPS 合意の一貫した実施に努めていくことになっています。

〔BEPS 最終報告書において引き続き検討を続けることとなった項目〕(国際課税資料7)

国際課税資料7では、先ほど説明した実施フェーズの3本柱の2つ目の柱の残された課題の主なものをリストアップしてあります。

一番大きなものが、ここには載っていません。それは行動1の部分で説明いたします。行動2から始まって、全部は触れませんが、結構色々なものが残された課題になっています。

かなりの部分が既にディスカッションドラフ

ト（討議草案）で、どんな形で進めていくかが公表されています。われわれが重要だと思っているのは、2つ目の行動4の利子控除制限の冒頭に書いてある、グループ比率ルールについての設計・運用上の論点整理です。8月16日締切りでディスカッションドラフトが出ていますので、それを踏まえて今後議論を進めていきます。

古くて新しい問題として、行動6のnon-CIVファンドです。CIVとはCollective Investment Vehicleで、集団投資ビークルと呼んでいます。これではないもので、例えばプライベートエクイティファンドなど、一般的な投資ファンドに条約の恩典をどうやって適用していくのかという問題です。これもディスカッションドラフトが出ていますが、大きな残された課題になっています。

それから、われわれが残された課題で最大だと思っているのが、行動7の冒頭にあるPE帰属利得に関するガイダンスと、行動8～10の冒頭にある利益分割法の適用に関するガイダンスです。この2つはBEPSプロジェクトの中でも非常に大きな論点として議論されてきましたが、最終報告書の取りまとめの段階では細かいガイダンスの策定までに至らず、現時点でも残っています。

ご覧になった方もいるかもしれませんが、9月5日締切りでディスカッションドラフトが出ています。いただいたご意見を踏まえて、10月11・12日にパブリックコンサルテーションを予定しています。それを踏まえて今後ガイダンスが決まっていきます。

その下にある評価困難な無形資産に関するガイダンスは、第2部で触れたいと思います。

特に今申し上げたPE帰属利得で、行動7はPE認定の人為的回避です。ご承知かと思いますが、PEとはPermanent Establishment（恒久的施設）と呼んでいるものです。どういうものがそろっていると、進出国で法人課税を受けることになるかというメルクマールがPEです。

これを人為的に回避することをどうやって防

止するかが、行動7の議論でした。PE帰属利得に関するガイダンスは、新しく人為的に回避できないようにPE認定した場合、具体的にどれだけの利得がそのPEに帰属することになるかという点に関する非常に重要なガイダンスになっています。

行動8の冒頭の利益分割法については、移転価格税制の中で所得の配分の話をしします。特に無形資産が絡んだ場合は配分が非常に難しいので、利益分割法を使わざるを得ない局面が出てきます。具体的にどういう場合に使って、どうやって適用していくかという重要な論点が残っています。

〔G20サミット首脳宣言(仮訳抜粋)(2015年11月15-16日 於：トルコ・アンタルヤ)〕(国際課税資料8)

〔G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明(仮訳抜粋)(2016年2月26-27日 於：中国・上海)〕(国際課税資料9)

〔G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明(仮訳抜粋)(2016年4月14-15日 於：ワシントンD.C.)〕(国際課税資料10)

〔G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明(仮訳抜粋)(2016年7月23-24日 於：成都)〕(国際課税資料11)

〔G20サミット首脳宣言(仮訳抜粋)(2016年9月4-5日 於：杭州)〕(国際課税資料12)

駆け足で恐縮ですが、国際課税資料8から最近の一連のG20のコミュニケを幾つか載せています。詳細に入っていくと大変なので、ごく簡単に紹介します。

BEPSプロジェクトと税の透明性・情報交換が2本の柱になっています。BEPSプロジェクトについては、アンタルヤから上海、ワシントンD.C.、成都とずっと、一貫した広範な実施と適時な実施がキーワードとして出てきています。

これを実際に行っていく場所ということで「包摂的枠組み」を作り、第1回の会合を6月

に京都で開催し、成都のコミュニケでは京都会合を歓迎する形になっています。

BEPS プロジェクトの中で読み飛ばしてしまいうのですが、重要な点があります。**国際課税資料9**の上海のコミュニケの上から3行目に、「税の公平性及び公平な競争条件を確保するため、BEPSに関連する問題へのモニタリングと対処を続ける」と、さらっと書いてあります。

BEPS プロジェクトで色々議論しましたが、BEPS プロジェクトの対象が国際課税の全てではありません。今後発生する、BEPS プロジェクトに直接関係ないかもしれないけれどもBEPSに関連するものについて、問題があるのかないのかを含めてモニタリングし、必要であれば対処していくという、ポスト BEPS の作業を継続する宣言になっています。

以上が2本柱のうち BEPS プロジェクトに関する点ですが、次の柱になっている税の透明性・情報交換について、少しお話ししたいと思います。

コミュニケの中でも順を追っていただくと、アンタルヤ・上海ぐらいまでは自動的情報交換を2017年・2018年までに開始すると書いてあります。

国際課税資料10をご覧ください。ワシントン D.C. のときに、新しい話が入ってきています。経緯を申し上げます。ワシントン D.C. の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議の日付をご覧くださいと、4月14・15日になっています。ちょうど最初のパナマ文書の報道が出た直後の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議になっています。

パナマ文書が出て出なくても、BEPS プロジェクトと税の透明性・情報交換の2本柱を何年もかけてやってきたわけですが、改めてパナマ文書の問題も踏まえて G20・OECD として何をしていくかを議論した結果が、ワシントンのコミュニケになっています。

新しい部分としては、今までのように自動的情報交換を2017年・2018年までに実施することに加えて、税務行政執行共助条約(多国間条約)

に署名することを求めています。

ワシントン D.C. で新たに出てきた話は2つあります。1つは真ん中辺に出てくるグローバル・フォーラムのレーティングを、期限を付けて、2017年の G20サミットまでに満足な水準まで改善することを期待するということです。レーティングを上げていくことを、期限を切って目標化したのが1点目です。

もう1つは、7月の G20財務大臣・中央銀行総裁会議までに、「税の透明性に関する非協力的地域を特定するための客観的基準」を作ることを求めている点です。これは言葉だけを見ると、何を言っているかがよくわからないかもしれませんが。情報を出さないことで租税回避・脱税を誘引している国を、非協力的地域と呼んでいます。これを特定し、端的に申し上げればブラックリスト化するための客観的基準を作る話です。

その先があります。客観的基準を作った上でブラックリストを作って、それでも進捗が見られなければ、非協力的地域に対する防御的措置を検討すると書いてあります。防御的措置もわかりにくい言葉です。BEPS プロジェクト等を通じて、各国は自国の税源を奪われることを問題視しています。非協力的国・地域があることでそこに税源を奪われて、自国の税金が取れなくなることが起こってはいけなくて、自国の税源を防御するという意味で防御的措置と書いています。要するに、ブラックリストに載る国に一定の進捗が見られなくて、迷惑が続けば対抗措置・制裁措置を発動するという話です。これが新しい話です。

もう1つがパラグラフ8の一番下を書いてある、実質的所有者情報について、透明性に関する国際基準の履行改善のための方法の初期提案を提示するということです。国際課税の中で2本の柱にしている BEPS と税の透明性・情報交換に加えて、新たに実質的所有者情報の透明性が出てきています。

パナマ文書の問題の根幹は、法人や法的取決

めの後ろ側にいるのが誰かが明らかでないことです。これを改善するための初期提案を出してくださいと言っています。

〔「税の透明性に関する非協力的地域を特定するための客観的基準」について〕(国際課税資料14)

ワシントン D.C. のコミュニケを受けて、成都・杭州と議論を重ねました。国際課税資料14をご覧ください。京都會合で実質的に合意された、非協力的国を特定するための客観基準をここにまとめています。

時間の関係もありますので、簡単に説明します。基準が3つあります。1つ目はグローバル・フォーラムが実施するピア・レビューによる評価です。後で資料を使って説明しますが、グローバル・フォーラムの評価が1つ目です。

2つ目が、共通報告基準(Common Reporting Standard)にコミットしているかどうかです。これは自動的情報交換に関するものです。

基準の3つ目が、多国間条約に署名しているかどうかです。

グローバル・フォーラムに基づくピア・レビューとは何かといいますと、情報交換には、要請に基づくものと自動的情報交換の2種類があります。要請に基づく情報交換は、個別の調査事案について、誰その銀行口座があなたの国にあるみたいだから教えてと1本1本お願いする情報交換です。これが従来の情報交換のメインでした。

グローバル・フォーラムは、要請に基づく情報交換について、法制面・執行面の両方がしっかりやれているかを4段階で評価することになっています。この評価が悪いと、基準1にバツが付きます。

基準2と基準3は、自動的情報交換に関する基準です。自動的情報交換の基準である共通報告基準にコミットし、コミットしているだけでは情報が流れないので、実際に情報が流れるパイプとしての条約が存在しているかどうかです。

それが基準3です。

今ざっと申し上げましたが、それを補完する意味で、国際課税資料15以降を詳しく説明したいと思います。

〔グローバル・フォーラムについて〕(国際課税資料15)

国際課税資料15の「グローバル・フォーラムについて」をご覧ください。グローバル・フォーラムが始まる前段階に、色々な作業がありました。ごく簡単に紹介します。

1998年に「有害な税の競争報告書」をOECDが作りました。ここでタックスヘイブンを定義する基準をまとめました。その後その基準に従ってタックスヘイブンに該当する国をリストアップし、今や幻になってしまいましたが、当時35カ国・地域を挙げたOECDタックスヘイブンリストを作りました。

その後、タックスヘイブンリストに載った国が、自分たちは人様に迷惑を掛けない、つましい地域としてやっていくということで、色々な改善点を提示していきました。

それから、タックスヘイブンリストをやめて、本当にちゃんと迷惑を掛けない制度になっているかを見ていくことになり、税の透明性・情報交換をちゃんとやっているかどうかの非協力的国リストを作りました。

非協力的国リストを作ると、自分は協力すると言ってコミットする国がどんどん出てきて、2009年の段階では非協力的国リストに載っている国がゼロになりました。

2009年は、リーマンショック直後のG20サミットが行われたときです。コミットするだけでは駄目だということで、国際課税資料15の真ん中に、①～③の基準が書いてありますが、①実際に情報が記録されて存在し、②税務当局が記録されている情報にアクセスできて、③税務当局間で情報がしっかり交換されているという3点が、法制面でも執行面でもちゃんとできているかまで確認して評価する作業が始まりました。

それが2009年以降です。

〔グローバル・フォーラムにおける「要請に基づく情報交換」に関する第1次ピア・レビューの結果〕(国際課税資料17)

これに基づいて、国際課税資料17をご覧ください。グローバル・フォーラムでどんな評価が付くのか、イメージとして現時点での評価を一覧で載せています。

イメージとして、優・良・可・不可の4段階です。優がCompliantで、日本等が挙がっています。良がLargely Compliantで、英国・米国等が挙がっています。下2つがPartially Compliantの可と、non-Compliantの不可です。現在法制審査のみが終了した国が、執行面の審査に入ります。今年10月ぐらいに評価が一巡することになっています。

満足のいく評価がどこかという問題もありますが、下2つは満足のいく評価ではないので、今後ブラックリスト化の可能性があります。

〔非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度〕(国際課税資料13)

自動的情報交換については、前後しますが、国際課税資料13にイメージ図を載せています。ごく簡単に申し上げます。

共通報告基準をOECDが作りました。これに従って、A国・B国の居住者が日本の金融機関に口座を持っているかどうかを洗い出し、金融機関から国税庁に報告し、国税庁が仕分けをしてA国・B国に連絡します。

右側の図です。それをする事で相手国のA国・B国から、日本の居住者がA国・B国の金融機関に口座を持っていると、その情報を国税庁に流してくれます。これをグローバルに実施することで、海外の口座に所得・資産を隠せなくなります。

〔自動的情報交換の実施時期に関する国際的な状況〕(国際課税資料18)

国際課税資料18ですが、共通報告基準にコミットしている国が101カ国あります。括弧付きで書いてあるのは、皆様がタックスヘイブンと言うと恐らく思い浮かべるであろうというような国・地域です。そういった国・地域も含めて相互に情報交換することをコミットしています。

〔税務行政執行共助条約の概要〕(国際課税資料19)

国際課税資料19ですが、共通報告基準にコミットした上で、実際に情報を自動的に流すためのパイプとして、多くの国が一気に交換できるようにマルチの多国間条約があります。これに8月1日現在で83カ国が署名しています。

先ほどの共通報告基準にコミットし、かつ、マルチの多国間条約に署名してもらうことで、自動的情報交換のネットワークを拡大することになっています。これに協力できない国はブラックリスト化をして、防御的措置を発動していく流れになっています。

〔G20ハイレベル・タックスシンポジウムの概要〕(国際課税資料20)

国際課税資料20でお示ししているものは、BEPSプロジェクトの派生品のようなものです。成都のG20財務大臣・中央銀行総裁会議で、ハイレベル・タックスシンポジウムを開催しました。

ここで注目いただきたいのは、セッション2の税の安定性の確保がテーマに挙げられていることです。中身はお読みいただければと思います。

真意として何を追求したかです。BEPSプロジェクトで色々な国際合意を結びましたが、最後に各国がやり過ぎず、ルールに沿った執行をしてくれることを確保することが、企業・投資家にとって非常に重要です。これをモニターする努力も少し進めていかなければいけません。

行動14で紛争を迅速に解決することがBEPSプロジェクトの中に入っていますが、それに加えて国際ルールに従って課税をしていく意味での税の安定性を確保することを、今後BEPSに合わせてやっていこうということで、シンポジウムのテーマにしたものです。

次に行動13の話に簡単に触れますが、行動13で導入した国別報告書をEUが公表する動きが出ています。公表することそのものの是非については、ここでは触れません。

ここで問題になるのは、行動13で、税務当局間で条約の中で国別報告書を交換することをBEPSで合意し、BEPS合意を今まさに実行しようとしている瞬間に、BEPSと似て非なるものとして、国別報告書をEUが独自に作って公表するということです。これは税の安定性の意味からすると、とても許せない動きです。

ハイレベル・タックスシンポジウムのセッション2はOECDのグリア総長が司会をし、日本から麻生大臣が出席し、アメリカからジャック・ルー長官、ドイツのショイブレ大臣、トルコの副総理の4人がパネリストで参加しました。

麻生大臣が、税の安定性の観点からすると、BEPSで決まったものと違うことを提案するのは良くないことを強く発言し、EUのメンバーですがドイツのショイブレ大臣も確かにそのとおりだと、こういうのは税の安定性の観点から良くないと共感を示しました。アメリカのルー長官もこれを支持し、大国3カ国でそういう動きはやるべきではないと、税の安定性を高めていくことが重要であると話したことを紹介したいと思います。

税の安定性に向けた努力を、BEPSと併せてやっていくのが重要と考えています。

〔(参考) 行動13 多国籍企業の企業情報の文書化～「国別報告書実施ガイダンス」(2016年6月公表)の概要～〕(国際課税資料24)

先に触れてしまった行動13の国別報告書について、最近の状況を紹介します。国際課税資料

24に、今年6月に公表された実施ガイダンスの概要を書いています。

関与された方はよくご存じかもしれませんが、国別報告書は最終報告書の中では、2016年1月1日以降に開始する会計年度を対象にすると書かれています。ご承知のように日本は3月末・4月1日開始の会計年度の会社も多くありますし、実際われわれが法制化したときも4月1日施行にしてあります。この3カ月間のずれをどうするのかという、移行期間の問題がありました。

各国の国内法制化に一定の期間を要する可能性にも配慮するというのが、最終報告書にもともと書いてありました。それを具体化する形のガイダンスになっています。

具体的に何をすることになったかです。少しわかりにくいですが、parent surrogate filing(代理親方式)の内容が、3つ目のボツの所に書いてあります。例えば、日本の国別報告書の要請が始まる前であっても、企業が国別報告書(CBCレポート)を作って提出する段階で既に法律が通っていて、当局間合意が存在し、最終親会社等の居住地国で必要な通知を行うなどの要件が満たされれば、適切な国別報告書として相手国も受け取ります。相手国が適切な国別報告書として受け取るということは、子会社方式で子会社から国別報告書を求めることはしないということです。実施段階の1つ大きなガイダンスとして、紹介したいと思います。

〔行動1 電子経済の課税上の課題への対処〕 (国際課税資料25)

駆け足で恐縮ですが、その他の話として、国際課税資料25の行動1です。日本では対応済みですが、今後を展望してどんなことが起きるかをお話します。

行動1では、他の行動を実施することで、電子経済の課税上の問題は当面对応をできると整理をしました。その当面がどれだけ続くのかを、今後モニターしていかなければいけません。

〔(参考) 検討されたオプションとその問題点〕
〔国際課税資料26〕

具体的に、国際課税資料26に検討されたオプションを挙げています。これをご覧いただくとイメージが湧きやすいと思います。

一番上に Significant Economic Presence と書いてあります。冒頭申し上げた、どれだけの活動が相手国で行われるとその国で法人課税が行われるかというメルクマールの PE 概念は、物理的な存在を前提に作られたものです。Permanent Establishment なので、支店など物理的な存在が相手国にどれだけあれば法人課税が始まるかということですが、経済活動が電子化されていくと、物理的なつながりがなくても同じ事業活動が行えるようになるかもしれません。そうすると、PE 概念がどうなっていくのか。物理的な拠点がなくても事業ができるから、法人課税をしなくてもいいことになるのか、物理的なメルクマールに代わるメルクマールが必要になるのかという議論です。

BEPS プロジェクトの昨年の結論では、そういうことを考えるほどには電子化が進んでいない、要するに物理的な拠点が全くない状態で事業が行われることはそんなにあるということでした。消費課税はバーチャルな取引でも既に適用できるので、消費課税において消費地国で課税することを貫徹していれば、そんなに大きな問題ではないということでした。

そうは言いながら、オプションとして Significant Economic Presence で、電子的に経済的な存在が確認されれば、それを取っ掛かりにして法人課税をするというオプションを考えてもいいという話をしています。

来年以降に、状況のモニタリングを続けて、どの段階でこういったオプションを現実採用すべきということを勧告することになるのか、今後のテーマになってくようかと思っています。

〔行動11 BEPS の規模・経済的効果の分析方法の策定〕(国際課税資料27)

最後に残された課題で、行動11です。これも昨年の段階では、BEPS の規模・経済的効果は、取得可能なデータが十分ではないので、分析が十分進みませんでした。これについても、各国がデータ収集を進めていく話になっています。

現在入手可能なデータは、大体マクロの統計です。BEPS の規模や効果を検証するには、企業ごとのミクロなデータが必要になってきます。各国が企業ごとのデータを取れるようにして、モニターできるように進めていこうという話をしています。これが行動11です。

駆け足になって恐縮ですが、私からは以上です。

〔渡辺〕 緒方さん、どうもありがとうございます。最近の情報を限られた時間の中で大変要領よくまとめていただき、わかりやすいご説明をいただきました。ありがとうございました。

今のご説明について、若干補足させていただきます。国際課税資料20に、税の安定性という言葉が出ています。これは英文の、Tax Certainty を訳したものののだと思います。日本語に訳すのが、なかなか難しい言葉です。税の安定性と訳しても結構だと思いますが、人によっては、税の予測可能性という訳し方をする場合もあると思います。どれも大体同じような意味だと思っていただきたいと思います。

また、財界の方が大変心配していた移転価格の文書化、特にカントリー・バイ・カントリー・レポートについては、条約方式が基本ということでまとまったので、多分ホッとしている方が多いと思います。

それではただ今の緒方さんの説明に対して、パネラーのお三方から順次ご質問・ご意見を頂戴したいと思います。最初に青山さんからお願いします。

Ⅱ. BEPS プロジェクトの展開と、 税の透明性及び共通報告基準に 関するテーマについて

(青山) ありがとうございます。それでは私から、まず BEPS プロジェクトの展開と、2つ目の税の透明性及び共通報告基準に関するテーマについて、コメントと質問を申し上げたいと思います。

まず BEPS プロジェクトの展開については非常に詳しい説明をいただき、政治的な背景等もわかり、ありがとうございました。京都合合で包摂的枠組みが本格的に動き出したことは、BEPS 合意の一貫した実施が納税者の予測可能性を促進する、特に途上国での合意と整合性のある対応を促進してくれるのではないかという意味で歓迎したいと思います。

また、同じ文脈で、価値創造モデルの変化を踏まえた、先ほどのお話にあった税の安定性の確保を目指す、日米等が主導する新たな取組みが始まったことにも期待したいと思います。

さらに、BEPS 最終報告書までの間に、討議文書内容についての政府・ビジネス間の頻繁な意見交換体制が行われたことも評価したいと思います。この背後には、浅川財務官をはじめ、日本政府サイドの多大な貢献があったと思います。

その上で以下の懸念事項についてコメントし、ご意見を頂戴できればと思います。

〔手続きについて〕

1 点目は手続き面です。先ほど説明があった、国別報告書をはじめとした多国籍企業のドキュメンテーションルールです。詳しく説明していただいた代理親制度による補完合意が当面の日本企業の懸念でしたが、実質上納税者の懸念を払拭していただきました。

もう1点、併せてわが国企業が懸念している、EU の国別報告書のウェブ公表の問題です。こ



れは本来 BEPS の合意の枠組みを超えたものです。BEPS 合意がオーバーライドされてしまうのではないかと懸念していましたが、G20 ベースの会議でこれらの問題を税の安定性のコンテキストの中で取り扱っていただいたことは、やや安心できる材料ではないかと思います。

今後このようなオーバーライドする事例が出てきたときは、タイムリーに色々な形での対応をお願いしなければならないと思いますが、特にアジアで活動しているわが国の多国籍企業にとっては、例えば中国の過大なドキュメンテーション要請も気になるところです。これらについてもぜひケアしていただければと思います。

手続き面の2点目として、紛争解決です。BEPS プロジェクトの15項目のほとんどが、ある意味政府から BEPS を解消するための攻め玉でした。一方穴を埋めていく BEPS プロジェクトのソリューションが、解釈・適用によっては新たな二重課税を生み出すのではないかと、従って紛争解決についてより真剣に取り組んでほしいというのが、納税者サイドの要望だったと思います。

私自身は、攻め玉に比べて守り玉の検討が若干遅れているのではないかと思います。紛争解決（行動14）についてはミニマムスタンダードとして位置付けてはいるものの、本当に実効性のある紛争解決促進策が確保できるのか。2年以内の解決についてもですが、これの背景には、

例えば仲裁という1つの手段の受け入れ体制が、途上国等で必ずしも整っていません。これらの促進策について、成果が期待できるようなご努力をさらにお願いできないかと思っています。

〔実体法について〕

次に、実体法について2点申し上げます。BEPSの中心テーマである、価値創造地における課税を実現する諸改革で、色々な提案がされました。現時点で、例えばAppleを巡るアイルランドでの課税に関して、アメリカ・EU間での緊張感が高まっています。これらはBEPS合意のグローバルな実現に、暗雲を投げ掛ける材料になっているのではないかと思います。

そもそも、BEPSでは、パテントボックスの緩やかな経過期間の設定や、CFC税制のベストプラクティス位置付けなど、各国の主権の尊重や不遡及原則への配慮が前提とされていたと思います。この点に関しては、英国の迂回利益税も、英国での付加価値創造に対して広範な課税権を及ぼすものであり、ある意味BEPSの合意を時期的にも先取りしてオーバーライドする形の国内法改正でした。

こういった国際協調に水を差すものに対して、今後OECD-G20がどのように立ち向かっていくのかについて、ご意見をいただければと思います。

もう1点は、PS法(Profit Split)のガイダンスと、PEへの帰属利得の計算ガイダンスについては、非常に重要な討議文書として検討されているというお話をいただきました。これらはいずれも理念面の合意だけでは個別国による拡大解釈や不当な適用を招きかねない分野なので、適用事例・計算事例を充実させた検討をビジネスのコメントを反映させて完成していただきたいと思っています。

〔税の透明性に関する取組みについて〕

大きな2点目の、税の透明性に関する取組みについては、先ほど非常に詳しいご説明をいた

だきました。共通報告基準に基づく自動的情報交換等について、パナマ文書問題を踏まえた色々な展開もご説明いただきました。

今までの租税競争プロジェクトの下での長い間の取組みについては、先ほどのご説明にもあったように、各国が約束したらそこで成果が出たとして、その後、自然解消してしまいましたが、今回はこれからしっかりモニタリングをしていくという話がありました。そういった意味で、今後の活動に期待したいわけです。

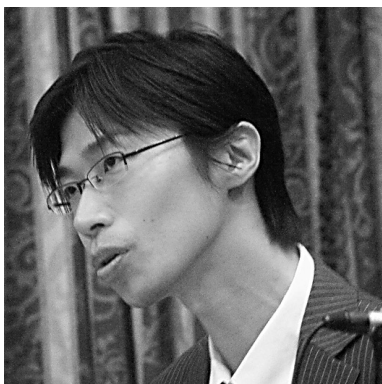
この点は、わが国の国内法の改正にもつながっていく可能性があると思います。これは第2部とも関係すると思います。わが国の税制改正にどのような見通しを持っておられるのかお伺いしたいと思います。

〔グローバル・フォーラムの新基準について〕

最後の点になりますが、グローバル・フォーラムの新しい基準の中に、実質的支配者情報の情報交換について今後より強力に拡大していくという趣旨が書かれていました。実質的支配者情報については、それを取得するのも、また、その成果を的確に情報交換するのも困難性があると思います。具体的にどのように実行可能性を担保しようとしているのかについて、お伺いできればと思います。少し長くなりましたが、私からのコメントと質問にさせていただきます。

(渡辺) 青山さん、どうもありがとうございます。それでは次に神山さん、よろしくお願いします。

(神山) 緒方さん、限られた時間で国際課税の来し方行く末についてまとめてくださって、ありがとうございます。私からは大きく分けて3つのコメント及び質問をさせていただきたいと思っています。



〔税の安定性について〕

1 点目は、国際課税資料20でお話があった、「税の安定性 (Tax Certainty)」についてです。BEPS の本丸が「国際的な二重非課税」の問題に対処するための国際協調の枠組みだとすると、そのコインの裏側である「国際的な二重課税」という問題への対応は、BEPS の行動14で相互協議などの紛争解決として議論がされていました。

本日の国際課税資料20にあるような、G20のハイレベル・タックスシンポジウムで出てきた税の安定性 (Tax Certainty) というスローガンは、今後途上国や新興国による強引な課税に対処するための、行動14とは違った視点からの新たな国際的な協調枠組みの構築に向けた萌芽と考えることは可能なのでしょうか。この点のご感触などをご教示いただけませんかでしょうか。これが1点目です。

〔「税の透明性に関する非協力的地域を特定するための客観的基準」について〕

2 点目は、国際課税資料14でお話があった「税の透明性」に関する、非協力的地域を特定するための客観的基準についての質問です。いわゆるブラックリストの基準定立については、先進国と途上国、先進国と新興国の間での利害対立と、利害の調整が必要なのは容易に想像されます。

一方、先進国内部で、例えばアメリカとヨーロッパ諸国の間で、もし見えている景色が違う、もしくは利害を調整しなければいけない局面が出てくるといった感触などがあれば、ご教示いただけませんかでしょうか。

〔BEPS プロジェクトについて〕

3 点目は、BEPS についてです。国際課税資料2を見ながら話をするのが、一番わかりやすいかもしれません。研究者の視点から眺めると、望ましい行政的な規制手法の形式として、大きく分けるとルールによる行政規制と、スタンダードによる行政規制が考えられます。

教科書的に説明すれば、ここでいうルールとは、言語表現が指し示す内容が個別事案における法適用者にとって明確な場合です。一方、スタンダードとは、適用に当たって、適用者による複数要素の相互考慮が要求される場合です。

具体例として、車の速度規制がわかりやすいと思います。例えば時速60キロを超過したら、直ちに違法とするのがルールです。それに対して不相当な速度を出すと違法にするのが、スタンダードに基づく制度設計といわれます。

一般論としては、(1)法制定の段階でのコスト、(2)個人・法人の行為・意思決定におけるコスト、(3)法適用者が具体的な事案を念頭に法を適用しようとする各段階でのコストという、3つのコストがあります。各段階でのコストを勘案すると、適用頻度が高い場合には、スタンダードよりもルールの方が望ましいのではないかという議論がなされてきました。

そこでBEPS について、この観点からの質問をさせていただきます。BEPS の議論では規則的な手法を重視する部分があります。例えば行動4の利子控除における固定比率ルールはまさに客観的なルールです。一方で、スタンダードを重視する局面もあります。例としては、後半でお話があるかと思いますが、移転価格税制の所得相応性基準などはスタンダード的な色彩が強いように考えられます。このようにルール

とスタンダードが混在しているように見受けられます。

BEPS の議論において、行動の各分野でスタンダード的な手法とルール的な手法が混在する結果となった要因はどこにあるのでしょうか。例えば、国際的な合意が取りやすい分野はルール的な手法で合意がまとまり、国際的な合意が取りづらい分野は、スタンダード的な手法で BEPS に対処する傾向があると理解することは可能なのでしょうか。

この点と関連して、移転価格もルール的な手法である定式配分を全面から議論するのではなく、利益分割法（PS 法）の形で部分的に議論されている理由は、各国間の利害対立による国際的な合意の困難さが背後にあると理解することは可能なのでしょうか。そうではなくて、他の要因によってこういった現象が生じているのであれば、ご教示いただけませんか。

（渡辺） 神山さん、どうもありがとうございます。それでは鈴木さん、どうぞよろしくお願いいたします。

（鈴木） LIXIL の鈴木と申します。今日はよろしくお願いします。緒方さん、わかりやすい説明をありがとうございました。

私は今、LIXIL という会社にいます。この会社は2011年に国内の5社が統合して成立した住宅設備や建材のメーカーです。ここ数年は海外の会社を複数買収しながら、積極的にグローバル化を推進しているところです。

今、緒方さんにご説明いただいた BEPS プロジェクトは、日本がリーダーシップを発揮しながら、OECD、G20、その非加盟国まで巻き込んだグローバルな枠組みで国際課税における協調を話し合った、他に例を見ない画期的な偉業であったと、企業の立場からも感じています。

この BEPS は、既に実施のフェーズにあり



ますが、企業に身を置く者としては、今後の展開に多少の懸念も感じています。既に言い古された内容もあり恐縮ですが、せっかくの機会ですので、身近な話を何点かコメントしたいと思います。

〔国別報告書について〕

まず行動13の国別報告書です。弊社は今まさにこの作成の作業を鋭意進めています。弊社の連結グループには M&A をしたばかりで、グループ入りして時間がたっていない国外関連者も多く含まれています。その影響もあり、この編集作業は現実的に難易度が高いものになっており、外部のアドバイザーの費用なども含めて、相当のコストも掛かっています。

国別報告書については、連結グループ内の税務ガバナンスを強化する良い機会なので、ポジティブに捉えなさいというご指摘もありますが、実務を担当する身としては、残念ながらそこまでの心の余裕は持ていません。

さて先ほど緒方さんも言及されましたが、最近の欧州委員会における提案のように、国別報告書的な情報を企業に公開させようとする動きがあることを、大変懸念しています。

日本企業は一般的には人為的な租税回避等を行っておらず、後ろめたいことも減多にないというのなら、身の潔白を証明させるために企業に情報を開示させても問題ないのではないかと

いう見方も一部にあるようですが、背景抜きの中途半端な情報だけが独り歩きすれば、不要な誤解を招く可能性があります。一方、中途半端がよくないからといって、例えば無形資産の成立の背景・経緯を含めた詳細な情報を全て公開できるかといえ、それは企業秘密の塊ですので、そういった選択肢も現実的ではありません。

最終報告書において日本企業の意をくんで、せっかく条約方式にして守秘性も高めていただいたことでもありますので、財務省におかれましては今後も BEPS 参加国の中での足並みをそろえた運用に向け、引き続きリーダーシップを発揮していただくことを希望します。

〔BEPS プロジェクトについて〕

次に BEPS 全般の話になります。BEPS 以前は、OECD における国際課税はどちらかといえば居住地国課税を前提とし、二重課税排除を目的として源泉地課税を制限してきました。一方、今回の BEPS プロジェクトは、課税の空白を防ぐために源泉地国の課税権の制限から課税権の確保へ、また経済活動・価値創造地での課税という、ある意味逆のトレンドで進められてきたことが特徴的かと思います。

この流れは、新興国にとっては課税の機会が増えるということで、歓迎されただろうと思います。現在われわれ企業が作成中の国別報告書の情報も、新興国にとっては利益分割法等を用いた移転価格課税の切っ掛けになる可能性があるともいわれています。

また今日は直接のご説明はありませんでしたが、PE 認定の人為的回避を防ぐために、行動 7 で PE の範囲が見直される方向と理解しています。この PE 認定の基準を緩くする議論も、新興国からは大いに歓迎されるだろうと思います。

但し、基準が緩められることで認定される PE に帰属する利得については、先般 OECD からディスカッションドラフトが出されていましたが、以前のサーバー PE の議論と同じように、

重要性のある利得が帰属する可能性はむしろ小さいのではないかと、私は読み取りました。

先進国においては、PE が認定されても帰属する利得の重要性は小さいというのであれば、基準を緩めたことは納税者にとっては PE の申告の手間が増えるだけですし、BEPS 対策としての効果もあまりないのではないかという考え方もできます。

一方、新興国においては、PE は認定したけれど、利得はあまり帰属しなかったという結論では課税当局は容易には納得しないのではないかと懸念しています。つまり新興国で PE が認定される場合は、やはり相当規模の利得の帰属が認定されるのではないかと危惧する次第です。

以上述べましたように、本邦企業にとっては今後新興国を中心に二重課税が発生する蓋然性が高まったようにも感じます。従って行動 14 は、BEPS プロジェクトの中でも極めて高い重要性を持つと考えます。財務省におかれましては、BEPS の実施フェーズにおいても引き続き強いリーダーシップで、新興国による BEPS 施策の良いところ取りを許さないという、けん制力の発揮を是非ともお願いしたいと思いますし、仮に二重課税が発生した場合は、仲裁等を利用しつつ、その徹底的な排除を重ねてお願いしたいと思います。

（渡辺） 鈴木さん、どうもありがとうございました。それでは緒方さんの方から、ただ今のお三方からの質問・意見についてお答えを頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

（緒方） ありがとうございます。皆様から非常に貴重な、有意義、かつ、色々と難しい質問をいただきました。できるだけ全てにお答えしたいと思います。

〔税の安定性について〕

まず神山さんから、税の安定性は今までの国際的二重課税の議論と少し似ているが異なる、新たな国際的な協調枠組みの構築に向けた萌芽なのかという話をいただきました。また、ルールとスタンダードの違いという、非常に重要なお示唆もいただきました。

神山さんがご指摘されているのと、鈴木さんもお心配されているように、今まで国際課税は国際的二重課税をどうやって排除していくかということを中心としてきましたが、新たにBEPSプロジェクトでは、国際的二重非課税が生じないために隙間を埋めるという方向で議論してきました。勢い余って無茶な課税をされては元も子もないので、この部分をどうするのか、どう確保していくかということです。

1つは、仮に国際的二重課税が発生した場合は迅速に解決するというところで、BEPSプロジェクトでは行動14で議論しています。もう1つは神山さんがご指摘されたように、それを超える新たな協調の枠組みとして、無茶な課税をさせない、ルールに従った課税をしてもらう、税の安定性という協力の枠組みは必要だろうというのはそのとおりだと思います。われわれもこれを仕組んでいくのは大変ですが、成都でのハイレベル・タックスシンポジウムをはじめとして、今後新しい協調の枠組みを進めていきたいと考えています。

〔ルール・スタンダードについて〕

ルール・スタンダードの話についてです。これは完全に私見ですが、BEPSプロジェクトを神山さんがご指摘いただいたルール・スタンダードの切り分けで考えると、ルールの明確化・策定を志向したと理解しています。誰が見ても個別の事案で適用関係が明らかになるような共通のルールを作り、かつ、ルールに基づいて確実に実施していくということです。BEPSプロジェクト自体がこのルールの明確化をしましたし、税の安定性の取組みは共通な国際ルールに

基づいた実施を確保していくという方向性だと思います。

そうはいってもスタンダード的な部分があるというご指摘は、全くそのとおりです。特に移転価格については、スタンダード的な要素がどうしても残ってしまいます。これをつらつらと考えると、合意できる範囲でまとめたからスタンダード的なものが入ったのではないかというご指摘も、確かにあろうかと思います。しかし、われわれ、構想に参加していた者たちの感覚は、合意しやすいところに流れたというよりも、むしろ移転価格は本質的に相手国と合意しない限り二重課税が残ってしまうという、非常に難しい制度であるというものです。

ルールを明確化しても、トップブライオリティは相手国と合意できることです。例えば、定式配分のように、相手国と最初から明確なフォーミュラを合意できていれば、それは明確で完全なルールになりますが、合意できるフォーミュラがなければ合意が存在しなくなって、二重課税が残ってしまいます。従って、セカンドベストかもしれませんが、相手国との合意可能性を最大限の目標と考えると、ルールには至らないスタンダード的なところが残ってしまう構造なのだと思います。

〔行動7について〕

行動7について、鈴木さんと青山さんから色々ご指摘いただきました。全部には、お答えしにくいですが、行動7でやろうとしたことは人為的なPE認定の回避への対応です。

本来であれば相手国で法人課税が行われるぐらいの事業実体があるにもかかわらず、人為的にあたかもそのような実体がないかのようにPE認定を回避する行為があったときにこれに対応しようという話です。本来見えているはずのPEが見えなくなっているときに、これを新たに見えるようにするところが主眼なので、帰属利得がどれだけ生じるか・生じないかは、少し違う次元の話をしています。

PE 帰属利得については、7月に公表されたディスカッションドラフトでも紹介されていますが、実際に丁寧に機能分析等を適用していくと、比較的合理的に帰属利得が計算されることになります。事実関係によっては多額な所得が帰属するケースもありますし、移転価格的分析でほとんど吸収されて、PE 的な分析では帰属利得が限定的になることもあります。これは是々非々でやるしかないと考えています。

鈴木さんが心配されているのは、相手国に無茶な課税をされないための源泉地国・進出先国での課税に一定程度制限を掛ける PE の機能が、全然果たせなくなるのではないかということだと思います。その点については、われわれも同じ懸念を共有しています。ここは非常に難しいところです。

直接的に申し上げますと、PE は2国間の条約に規定されているメルクマールなので、仮に相手国が無茶な課税をしそうな国であれば、BEPS 合意にかかわらず、その国との間では BEPS プロジェクトで決めた PE の拡大をしないという選択肢も当然あります。そういう判断も含めながら、全体的にバランスを取って無茶な課税をされないようにしつつ、人為的な PE 認定回避にも対応できるようにしていくことを目指したいと思っています。

〔BEPS プロジェクトを超えた課税の動きについて〕

EU による国別報告書の公表やアイルランドの Apple の課税問題、イギリスの迂回利益税など、BEPS プロジェクトの国際的な議論でされてきた合意を超えた課税を各国がする動きに対する懸念を、青山さんや鈴木さんからいただきました。

冒頭の話の中でも申し上げましたが、われわれも非常に問題だと思っています。せっかく国際協調でルールをそろえて、一貫して実施する枠組みを立ち上げているので、それに沿わない形で各国が独自に課税をするのは非常に大きな

問題だと思います。

青山さんが、OECD としてどうやって立ち向かっていくのかというご質問をされています。問題だとは思いますが、最後は各国の主権の問題なので、お前の国の制度のこれはやめろと言うのはなかなか難しいです。

何ができるかという点、BEPS プロジェクトの今後の「包摂的枠組み」でもそうですが、ピア・レビューしかありません。G20のコミュニケでも繰り返し出てきますが、各国が協調して一貫した実施をすることをハイレベルで確認し、それを取っ掛かりにしてピア・レビューしてピア・プレッシャーを掛けていくしかありません。

〔行動14について〕

同じような流れで相互協議・行動14について、実効性が期待できるのかという厳しいご指摘を青山さんからいただきました。これは申し上げたように、各国の主権の話なので、どれだけ強制できるか、どれだけ実効性を確保できるかはなかなか難しいところです。

そうはいつても、BEPS プロジェクトの中で幾つか努力しています。行動14はミニмумスタンダードになっていますが、その作り方を少し工夫しています。相互協議を2年以内に終えるという、努力目標がミニмумスタンダードに入っています。

努力目標がミニмумスタンダードというのは変ではないかと、皆さんは思うと思います。平均して24カ月以内に相互協議を終えるようにという努力目標を立てていますが、ミニмумスタンダードの対象はこれではありません。各国がどれだけ時間がかかっているか共通の統計を出します。この統計で、24カ月の努力目標に向かって各国の進捗(プログレス)を相互にモニターすることがミニмумスタンダードになっています。行動14は、比較可能なデータを各国が提供することで各国の進捗を測れるようにして、相互監視していくことにコミットすることがミニмумスタンダードになっています。

こういう構造なので、若干間接的で迂遠に感じるかもしれませんが、外堀を埋めてピア・プレッシャーを掛けていく形を考えています。

青山さんをご指摘されていたことに加えて、仲裁規定は、残念ながら BEPS プロジェクトの中ではオプションになってしまいましたが、第2部で出てくる行動15の多数国間協定の中で、仲裁規定をオプションとして条文化することができました。それも併せて、こういったものをさらに参加国を拡大する形で実効性を確保していきたいと考えています。

〔税の透明性について〕

最後に、税の透明性に関する部分です。青山さんから、コミットをしては発展的解消をしていくことの繰り返しだったというご指摘いただきました。われわれは、基準を作って各国にコミットさせて、コミットが満たされるとそのプロジェクトが発展的に解消するプロセスは、今後も繰り返しになると思っています。

今後はお示しした3つの基準に基づいて、ブラックリスト化して対抗措置を発動していくこととなりますが、こういう仕組みを作るとほとんどの国がどんどん基準を満たしてくるようになります。そうすると、ブラックリストに載る国がなくなってきます。それを見越して、将来改定していくことも含めて今回の基準を考えています。走りながら、みんながスタンダードを満たすようになればさらに高いスタンダードを設定し、ステップ・バイ・ステップで前に進んでいくことを考えています。

青山さんから、最近の評価基準として実質的所有者 (Beneficial Ownership) が入ってきているというご指摘いただきました。今までは税の観点から基準を作っていましたが、今後はさらに踏み越えて、実質的所有者についても相互にモニターを始めることになっています。

どうやって実効性を確保していくのかですが、話せば長くなるので、簡単に紹介します。お金を動かしている実質的所有者を特定する動きは、

税の観点というよりもマネロン対策やテロ資金対策であります。FATF という金融作業部会があり、そこで基準を作っています。

税に限らず、不正な資金の流れを押さえるために、実質的所有者の特定を進めています。税はそれに乗っかっています。FATF のマネロン対策のための基準を守っていれば、税の観点からも実質的所有者が入手できるようになるはずです。

金融機関は、自分の所に開設されている口座を実際に保有している人を特定することがマネロン対策で義務付けられているので、口座を開いたら実質的所有者を特定できるようになっていて、税の観点からもそれを吸い上げて、交換できるようになっているかをモニターしていく構造になっています。従ってマネロン対策と税の二人三脚でやりながら、そこは進めていきたいと考えています。

神山さんから透明性の基準等で、アメリカやヨーロッパで意見の違いがあるのかというご質問をいただきました。その観点から少しだけ内話を紹介します。

国際課税資料14の3つの基準の裏にも、各国間の思惑の違いが透けて見えるものがいくつかあります。基本は客観的基準なので、アメリカだろうが他の国だろうが客観的に適用されます。

基準が3つあると申し上げましたが、四角囲いの一番上に、下記の3つの基準のうち2つ以上を満たさない国・地域は駄目だと書いてあります。基準を3つ挙げながら、何で3分の2なのか。

共通報告基準はOECDが作ったもので、アメリカはコミットしていません。共通報告基準を作る切っ掛けになった、アメリカのFATCAという法律があります。これはアメリカが外国の金融機関に、アメリカ人が持っている口座情報をアメリカによこせという法律です。それによってアメリカは自動的情報交換を実施しています。そうであるが故に、アメリカは共通報告基準にはコミットしていません。アメリカはこ

の基準を満たせませんが、アメリカがブラックリスト化されるのはどうなのかということで、2つ以上を満たさない国ということになっています。

基準1は要請に基づく情報交換で、基準2と3が自動的情報交換と申し上げました。基準1は先ほど紹介したように、優・良・可・不可の4段階で、実施の面も含めて深いピア・レビューを行っていますが、基準2はコミットすればマルで、基準3は条約に署名すればマルです。基準1がバツの人が、基準2と3がマルになって3分の2を満たしてOKになるとバランスが悪いので、基準1が本当にひどい人は、それだけでブラックリストに載るという複雑な構成になっています。

各国それぞれの思惑があるのと、客観的基準もそれぞれの国の状況・思惑・方向性の争いの中で作られてきているという紹介です。質問に答えられたかはわかりませんが、紹介させていただきました。ありがとうございます。

(渡辺) 緒方さん、どうもありがとうございました。それでは、以上で第1部を終わらせていただきます。次に第2部「BEPS合意に関する今後の対応」で、外国子会社合算税制あるいは利子の控除制限などについて、今後どのような方向で検討が進められるか議論を進めたいと思います。

それでは最初に緒方さんの方から、ご説明をお願いいたします。

Ⅲ. BEPS 合意に関する今後の対応 (行動3, 4, 8～10, 12, 15)

(緒方) 今後の対応で、行動3, 4, 8～10, 12, 15と盛りだくさんですが、ご説明したいと思います。

〔行動3 外国子会社合算税制の強化〕(国際課税資料28)

〔(参考1)日本の現行制度〕(国際課税資料29)

全体をお話していると相当時間がかかってしまいますので、かいつまんでお話をすることをお許しいただければと思います。

日本の現行制度の概要が国際課税資料29にあります。日本の現行制度は外国子会社を会社単位で見ても、会社単位の税負担割合が20%未満であるものをピックアップします。

適用除外判定で、4つのメルクマールがあります。この4つのメルクマールを使って、会社全体として実体があるかを判定し、実体があれば会社単位で合算します。会社全体として実体があるとされた場合であっても、特定の資産性所得(実体があってもなくても得られる所得)があればその部分だけ部分的に合算する制度になっています。

〔(参考2) BEPS 勧告の内容〕(国際課税資料30)

BEPSプロジェクトでどういう議論がされたのかは国際課税資料30にあります。色々なアプローチが紹介されています。1つは真ん中の対象所得の定義というところがアプローチです。報告書のとおり3つに分けて紹介していますが、実質的には2つです。カテゴリーアプローチと実質アプローチはほぼ常にセットになるものです。

日本の制度は会社単位と申しましたが、BEPS報告書のカテゴリーアプローチ・実質アプローチは基本的に所得ごと(配当・利子・保

険等)に判定し、その所得を稼得するだけの実質があるかを見ます。実質がなくて得られている所得があれば、それを対象にするアプローチです。

もう1つが超過利潤アプローチです。所得ごとのアプローチをしていると切分けが大変なので、もう少しざっくりと、通常所得を超える部分については、その会社が得るだけの実質を持っていないことにします。

通常所得と超過利潤をどう分けるかは、なかなか難しい問題です。ざっくり申し上げると、子会社が持っている事業用資産から普通得られるであろう所得を通常所得にします。それを超える所得は、本来そこに帰属しているべき所得ではないはずなので、その部分だけ親会社に合算するというアプローチです。このような形のもがBEPSプロジェクトで議論されています。

〔平成28年度与党税制改正大綱(抄)〕(国際課税資料32)

日本としてどうするかですが、**国際課税資料32**をご覧ください。租税回避リスクの高い所得への対応等を含め、経済実体に即して課税を行うべきとするBEPSプロジェクトの基本的な考え方を踏まえ、租税回避の防止という制度の趣旨や、産業競争力や経済への影響、適正な執行の確保を総合的に検討して結論を得ることが与党の税制改正大綱に書かれています。

〔①国外所得(外国子会社)への課税方式とCFC税制の関係〕(国際課税資料33)

国際課税資料33は、理念的な整理です。時間がありませんので、詳細は省きますが、全体として、日本の歴史的な制度でもありますが、世界の制度を理念として整理し、理念的な全世界所得課税、現実の全世界所得課税、外国子会社配当益金不算入制度の3つの切口で書いてあります。

理念的な全世界所得課税は、配当してこよう

がなかろうが、子会社ネットワークが得た所得を全部親会社の所在地国で発生時に課税することです。これはなかなか実現が難しいです。アメリカのオバマ政権もミニマムタックスの提案をしていますが、現実には難しいです。

ほとんどの所が、現実の全世界所得課税です。昔のイギリス、日本、現在のアメリカはこれです。全世界所得課税といいながら、配当してきたときだけ課税所得に加えるアプローチです。

日本やイギリスが2009年から移行した外国子会社配当益金不算入制度は、外国で実質を伴って活動した所得については日本で課税しないという制度になっています。

一般化するのなかなか難しいですが、世界的な潮流としては(1)～(3)と順を経て、今や(3)に動いてきているとわれわれは見ています。ここで注意しなければいけないのは、これによって良くない税の競争がどれだけ進んでいくかということです。伝統的に、全世界所得課税をやめると税の競争が激化してしまうという批判があります。

1998年の「有害な税の競争報告書」以降の国際的な議論の中で、税の競争とはどういうものを言っているのでしょうか。最近整理されてきたものは、実質を伴う活動については税を理由に外国に行ったとしてもやむを得ない、問題にしなければいけないのは、昔は足の速い所得と言っていた、今は受動的所得と言っている、実体を伴わないで移動する所得が税によって誘引されることです。これは良くありません。この部分の競争だけ抑制するように注意し、制度設計をしようという議論になっています。

詳細に入れませんが、全体のイメージとしてはそういう議論が行われています。

〔②-1：米国CFC税制の合算対象所得の概要〕(国際課税資料34)

各国でどういう工夫をしているかが、3枚の絵で描かれています。ごく簡単に紹介します。

アメリカの合算税制は、非常に古い制度です。

所得ごとに見て、リスクの高い所得（サブパート F 所得）を特定しています。

1 つ目のカテゴリーがいわゆる受動的所得といわれている利子、配当、使用料といった、実質的な活動をしなくても得られる所得です。2 つ目、3 つ目のカテゴリーは、関連者の取引です。関連者は所得移転のリスクが高いので、関連者の取引を取り上げています。詳細は省きますが、4 つ目のカテゴリーの保険所得も移転リスクが高いです。

リスクの高い受動的所得と、リスクの高い所得を所得類型ごとに取り上げて、所得類型ごとにある程度税負担をしているか、全体でリスクの高い所得の比率が低いかなどの振り分けをした上で合算対象を決めています。これがアメリカの制度です。

〔②-2：英国 CFC 税制の合算対象所得の概要〕(国際課税資料35)

イギリスも昔から合算税制を持っていましたが、日本と同じく2009年に外国子会社配当益金不算入制度を導入して、それに合わせて合算税制を見直しています。これは比較的新しく作り直した制度になっています。

イギリスも所得アプローチを取っています。所得のカテゴリーを事業利益、非事業金融利益、事業金融利益、リスクが高いキャプティブ保険事業に分けて、真ん中で合算対象を切り分けていきます。基本的なメルクマールは、イギリスに本来帰属すべき利益かどうかという視点で切り分けています。詳細は省きますが、本来イギリスにある機能・資産に着目し、イギリスに帰属すべきものののに子会社に付いているものを切り分けて、合算対象にします。

それに加えて、事業体レベルでの適用除外基準があります。所得ごとに見ていくと、事務負担が大変です。適用除外地域とは、いわゆるホワイトリストです。日本やアメリカが挙がっています。日本やアメリカにある子会社は、それだけで許すということです。適用猶予期間は、

グループに加入して1年未満であれば合算税制を適用しないということです。低利益率免除とは、営業費用に占める会計利益の割合を見て10%以下ならいいということです。色々な切口で事業体レベルで見ても、適用免除をして事務負担を軽減しているのがイギリスです。

〔②-3：ドイツ CFC 税制の合算対象所得の概要〕(国際課税資料36)

3 つ目の例で、国際課税資料36にドイツを挙げています。英米とは少しアプローチが違います。受動的所得・リスクの高い所得を切り取りにいくというよりは、外国子会社が実質を持って活動している事業をより分けるアプローチです。

一番左の能動的所得で、実質を伴って活動していると思われる所得カテゴリーを全部挙げています。当然色々なものが入ってきます。これについては基本的に実質があるので合算しなくてもいいことにしつつ、本来実質がある能動的所得のように見える所得でも受動的なものがあるので、受動的なものをもう1回抜き直して合算対象にしています。理屈的にはわかりやすいですが、制度的には複雑なやり方をしています。

〔外国子会社合算税制 見直しの方向性〕(国際課税資料37)

そういった諸外国の例を見ながら、日本としてどのような改正の方向性を考えているかです。

第1部で申し上げたように、29年度改正での対応に向けて調整を進めています。まだ調整途中でどうなるかはわからないので確定的なことは申し上げにくいのですが、問題意識としてはイメージ図をご覧いただくと、今は会社単位で判定しているので、色々な入り練りがあります。赤く囲ってある、実体を伴わない所得であっても合算されない部分と、実体があるのに合算されてしまう部分が出てくる構造になっています。

この辺を、実体のある事業であれば合算対象外にし、実体がなければ合算対象にするという

切分けをしようとするのが右下のイメージ図です。その際に過度な事務負担が生じないように配慮したいので、このバランスをどう取るかを考えています。

まだ詳細を申し上げる段階ではありませんが、右上のイメージ図に戻ってください。今の制度は、トリガー税率20%です。今は外国子会社合算税制と呼んでいます。昔はタックスヘイブン対策税制と呼んでいました。タックスヘイブンのような軽課税国にある子会社を使って租税回避をしているときに、これが発動するようにしています。軽課税であればこの税制が発動するので、トリガー税率としています。これが20%になっています。

BEPSでの議論は実質があるかどうかを見ていくので、軽課税環境にあるかどうかを必ずしも見ていません。具体的には、実質がある活動であれば、軽課税であっても合算しません。日本より税負担が高ければ問題ないですが、実質がなければ税負担に関わらず課税していくのがBEPSの原則だったので、今のトリガー税率の位置付けは変わります。

今のトリガー税率は税負担が低いことの基準であると同時に、一定のリスクの低い会社を制度の対象から除く機能もあります。この機能に着目します。制度適用免除基準の検討・設定とありますが、今のトリガー税率と実質的に同じことをすることを考えています。会社単位で租税負担率が20%以上の会社は基本的には適用免除していくことを柱にし、中身が全くないペーパーカンパニーや、第1部で出たブラックリスト化された国に存在している会社など、明らかに危なそうな所については合算していきます。第1部でAppleの事例に関するお話がありました。詳細には触れませんが、中身が全くないペーパーカンパニーに所得がたまっていました。

トリガー税率の20%基準の下にあっても、実体があれば課税しないといった、両面のものをバランスしながら、現行のトリガー税率を実質的に維持する枠組みの中で調整を進めていき

いというのが現状です。これが外国子会社合算税制に関する大きな枠組みです。

〔行動4 利子控除制限ルール〕(国際課税資料38)

〔【行動4】利子控除制限：制度の基本及び日本の現行制度(「過大支払利子税制」)〕(国際課税資料39)

〔【行動4】利子控除制限：「BEPS プロジェクト」の結論〕(国際課税資料40)

次が国際課税資料38以降の利子控除制限ルールですが、国際課税資料39で過大支払利子税制という日本の現行制度が出ています。日本の現行制度は、会社の所得に対して過大に支払っている利子の損金算入を否認します。これと同じようなイメージで、国際課税資料40で、企業のEBITDAの10~30%で各国が決める水準を超えた部分は、過大な支払利子として損金算入を否認することがBEPS最終報告書で書かれています。

日本の過大支払利子税制は、ほとんど同じですが、10~30%と書いてある部分が現状は50%になっていますので、最低限50%を10~30%の間のどこかに引き下げていくことが必要です。

もう1つの論点として、右側にグループ比率ルールと書いてあります。10~30%のどこかで決める固定比率を超えていても、グループ全体が本当の第三者から借りていれば、その第三者借入比率まで適用を免除することを併せて入れてもいいことになっています。この部分については、ガイダンスを作る作業が進んでいます。こういった状況を見ながら、今後制度化を考えていくことになります。

〔行動8 無形資産取引に係る移転価格ルール〕(国際課税資料41)

〔評価困難な無形資産に係る移転価格ルールの策定〕(国際課税資料42)

続いて、行動8の特に無形資産に係る移転価格についてです。全部は触れませんが、一番大

きなものを**国際課税資料42**で紹介しています。評価が困難な無形資産の移転について、所得相応性基準を入れてはどうかということが勧告されています。

所得相応性基準とは何か。例えば、ある無形資産があつて特許を開発し、この特許がものすごくもうかるとわかっているのに、高い値段で海外の子会社に移転すると、それだけ所得が発生します。課税所得が上がってしまいますので本来よりも安い価格で軽課税国に所在する国外関連者に移転し、海外の子会社で無形資産の使用料を回収すれば、租税回避ができるわけです。課税当局側としては、国外関連者に移転された無形資産が後ですごく大きな収益を得ると、こんなにもうかっているなら移転したときの価格がおかしかったのではないかということになります。今申し上げたような場合のほか、所得相応性基準とは、無形資産から生じる将来キャッシュフロー等が不確かなものに対して事後的に発生した所得に合わせて移転価格を調整するというもので、こういったものを導入してはどうかということです。

今の説明でほとんどの方が感じたと思いますが、非常に大胆なルールです。事後的に昔にさかのぼって価格調整をするので、色々な問題が出てきます。ですので、導入する場合は限定的にします。最終報告書でも、適用が免除される場合としてスコープを制限しています。

詳細には入りませんが、当事者が予見できていなかったとか、価格設定が合理的であったことを示せば適用しません。それから、当初予定していた価格と実際に発生した価格が20%より乖離していなければ適用しないことになっています。また、いつまでたっても適用されることになると安定性が相当阻害されるので、一定程度の期間が過ぎれば適用しないというたがをはめることが、既に昨年の最終報告書で触られています。これをベースにして実施ガイダンスを策定しているので、将来的にはパブリックコメントにも付されると思われます。それに基

づいて導入を検討していくというものです。

〔行動10 他の租税回避の可能性の高い取引に係る移転価格ルール〕(国際課税資料44)

第1部でも少し触れましたが、**国際課税資料44**の①に利益分割法の適用の明確化があります。これは、ディスカッションドラフトが出て、10月にパブリックコンサルテーションが行われます。

〔行動12 義務的開示制度〕(国際課税資料45)

国際課税資料45から、義務的開示制度が紹介されています。この中身をごく簡単に紹介したいと思います。

義務的開示制度とは、後追いでBEPSを見つけたらその効果を無効化するだけではなく、根っこに立ち返って、BEPSをしようとしている瞬間を捕まえたかどうかということです。租税回避スキームを開発して販売する人(プロモーター)がスキームを開発した場合は、プロモーターにこれを当局へ報告させる制度です。現在、**国際課税資料45**に挙がっている何カ国かが導入しているので、それを元に検討してみようというものです。次に勧告の中身が書いてあります。

〔(参考) 報告義務に係る項目ごとのオプション・勧告(1)〕(国際課税資料46)

国際課税資料46は報告対象の範囲をお示したものです。租税回避スキームといっても、租税回避はなかなか定義できないと皆さんは思うでしょうし、まさにそのとおりです。租税回避が定義できるぐらいなら、租税回避を防止する規定そのものを入れてしまえばいいわけです。

義務的開示制度は、租税回避を定義するのではなく、租税回避リスクが高そうなものを、租税回避という観点ではない基準で特定しようというものです。真ん中に一般基準と書いてあります。利用者に対して守秘義務が掛かっているものと、節税効果があったときに成功報酬があ

るものは租税回避スキームであるリスクが高いため、基準に入れることになっています。これだけではまだ漠然としているので、もう少し個別的にスキームの範囲を絞るために、個別基準も併せて入れていいことになっています。

左に括弧書きで、前提条件として租税利益(閾値)と書いてあります。日本語としてわかりにくいですが、目的によるスクリーニングでメインベネフィットテストとメインパーパステストという、租税回避目的があるかどうかを付加的に付けてもいいというものです。これはなかなか難しいので、括弧書きで書いてあります。一般基準・個別基準の組み合わせで対象を特定した上で、基本的にはプロモーターにスキームを報告させる制度です。

〔(参考) 報告義務に係る項目ごとのオプション・勧告(2)〕(国際課税資料47)

国際課税資料47は、報告させるとどういうことが起きるのかをお示ししたものです。報告したことによる効果は、実はほとんどありません。報告したからといって当局からお墨付きが得られることはないし、与えてはいけないと報告書に書いてあります。お墨付きを与える事前照会制度や協力的なコンプライアンス制度は別途ありますので、それはそれでやるとして、義務的開示制度は租税回避リスクが高そうなものを報告してもらう制度です。報告された租税回避が本当に行われていれば法制的に対応するとか、報告してもらうことでそのスキームをやらないようにする抑止力を作ることを目的にしていますので、報告したことによってお墨付きが得られることもないし、報告したからといって必ず租税回避を意味するものでもないことがこの制度のポイントになっています。

〔各国の義務的開示制度の比較〕(国際課税資料48)

国際課税資料48をご覧ください。各国で似たような制度を入れています。これを日本として

どう考えていくのか今後議論すべきものとして思っています。

〔行動15 多数国間協定の策定〕(国際課税資料49)

最後ですが、行動15、多数国間協定の策定についてです。BEPS 行動の中で、国内法で対応するものについては、今まで申し上げたような項目がありますが、条約を改正することで対応する項目も幾つかあります。

具体的には、行動2の関連では条約上の相手国と自国との間で課税上の取扱いが異なる団体や仕組みについて、その取扱いの違いを埋めるための規定を入れるというのがあります。行動6の関連では条約の濫用防止に関する規定、行動7の関連ではPEの人為的回避の問題に対処するための規定、行動14の関連では相互協議や対应的調整に関する規定などがあります。さらに、先ほど申し上げたとおり、オプションではありますが、本協定によって義務的・拘束的仲裁の規定の導入が可能となり、2国間でオプションを選択する場合には、条約を通じて仲裁を実施することが可能となります。

行動15に関しては、このような BEPS 対抗措置を2国間の交渉に基づく条約改正により実現することは大変なので、1つの多数国間協定に署名して適用することで、2国間条約の該当箇所が全部置き換わる協定を作る作業をしています。

これについては今年の年末に署名のために開放することを目指して、今条文を詰めているところです。ちょうど今週パリでこの作業を行っており、基本的には条文がほぼ確定したという報告を聞いております。

今後ですが、11月に最後の交渉会合がありますが、サブスタンスはほとんど固まっていますので、11月会合では、参照の間違いや、エディトリアルな修辭上の修正を加えます。もう1つ重要なのは、Explanatory Statement という、モデル条約であればコメントリーに相当する解

釈指針を併せて作る話になっています。こういったものをパッケージとしてまとめた上で、12月に署名のために開放します。

私からは以上です。

(渡辺) 緒方さん、どうもありがとうございます。従来の日本の税制を扱ってきた者からすると、外国子会社合算税制の変更、あるいは租税回避の報告義務も、考えにくいものであるかもしれません。いずれにしてもそういうことをこれから年末にかけて相当議論し、法制化されていくことになると思います。

それではパネリストのお三方から、今の説明について順次ご意見・ご質問をいただきたいと思います。最初に青山さん、よろしくお願いいたします。

Ⅳ. 今後の対応に関する意見

〔CFC 税制について〕

(青山) ありがとうございます。今の説明で、これからのわが国が税制改正にどのような項目に重点を置いて検討していくかがよくわかりました。幾つかの項目について、コメントと質問をしたいと思います。

まず CFC 税制です。行動3に基づく CFC 税制の改正は、日本の産業界が現在最も関心を持っている税制改正項目です。

一時報道で、事業体ベースから所得ベースへの大幅改正の可能性が伝えられました。このため、長年にわたって当局・ビジネスの微妙なバランス感覚の下で、ある意味定着しつつあった日本のハイブリッド方式のメリットがなくなつて、納税者に対し新制度へハードランディングを求めることになれば、グローバルビジネスリスクが高まるのではないかと、あるいは高度なコンプライアンスコストが掛かるのではないかと心配されてきたところです。

本日緒方さんの最新の検討状況の国際課税資料37の図を拝見して、今申し上げた懸念について多少解消されたので、安心した部分もあります。

BEPS プロジェクトを受けた改正なので、BEPS 防止の機能に着目した能動的所得か受動的所得という区分での CFC 税制の基本設計の方向性は理解できると思います。ただし租税回避防止の観点から見ると、グループ法人の合理的な事業活動を概括的に適用除外する上では、従来のエンティティベースの閾値の有用性はコンプライアンスコストとの関係で捨てきれないと思います。そういった意味で、先ほどの説明を歓迎したいと思います。

各論として、2点だけコメントをいただければと存じます。受動的・能動的といっても、判別困難な所得があると思います。両方にまたがるものをどう取り扱うのかです。それから関連者間取引は今後どのような目で制度設計をするかについて、もし差し障りがなければ検討状況を教えていただければと思います。

〔利子控除について〕

先ほどの説明ではほぼ尽くされていると思いますが、わが国の50%の閾値を仮に引き下げるとなると、先ほどオプションで示されたグループ比率ルールが、わが国で制度設計をするときに非常に重要になってくると思います。最終報告書のガイダンスを踏まえて、どのように税制改正に取り組まれるのか。また、その時期は CFC 税制の次ぐらいになるのか、タイミングも合わせて伺えればと思います。

〔移転価格税制について〕

移転価格税制については新しいアイデアの所得相応性基準と従来の中身を明らかにする PS 法が BEPS の中で出されています。一般的には、これらが出番として出てくるのは基本的にラストリゾートの場面ではないかと思っています。移転価格の中で、かなり例外的な場合です。

例えば、これは所得相応性基準にも関わりますが、実際所得を分割する手法は相互に密接な関係のあるリスクを関連者間でシェアしようという、実質関係があるときでないといけないと思われまゝす。そういったことについてのガイダンスが、今議論されていると思いますが、これらを踏まえた国内法改正はどのようなタイミングでこれから取り組まれるつもりなのかがおわかりなら、教えていただきたいと思います。

〔義務的開示制度について〕

先ほどの説明で、まず情報の開示による租税回避スキームへのけん制効果は理解できました。ただ、これを伺うと、誰もが開示情報を活用して課税を行う際の税制はどういう受け皿になるのかが気になります。どのようなことが今後検討の俎上に上がってくるのかをお伺いしたいと思います。

これまでのわが国の国際課税制度の整備状況で、帰属主義の法制化などを見ていくと、私見ですが、義務的開示制度のスタートを契機にいきなり一般的否認規定導入問題を、正面から議論する環境にはないとも思いますが、いかがでしょうか。

〔多国間協定について〕

多国間協定は納税者も期待していますが、条約文のドラフティングのプロセスでは、ビジネスに対するドラフト内容の開示が残念ながら積極的に行われていないように思います。これは単なる杞憂であればいいのですが、しょせん15の項目のうち合意したものをどう入れるかだけなので、コンサルテーションの必要はないとお考えかもしれませんが、適時にビジネスに対しその中身についての情報の開示をしていただければと思います。以上です。

ます。

（神山） 私からは、大きく分けて4つの質問とコメントをさせていただきます。

〔CFC 税制の改正について〕

1 点目は、国際課税資料37に関する CFC 税制の改正についての質問です。日本の外国子会社合算税制（CFC 税制）の改正での検討は、能動的所得と受動的所得を区別する視点を入れるという点では、アメリカ型やイギリス型のインカムアプローチを目指すようにも見受けられます。制度設計において、従来は全世界所得課税を取っているアメリカを参考にしていただいていたのですが、今改正の主な参照国は、どこになるのでしょうか。

もう少し突っ込んでお話を伺いますと、先ほど日本とイギリスはフェーズが2から3に移っているということでした。国際課税制度の他の部分が似ているという意味では、イギリスが日本と近い状況にあるわけです。今回の CFC 税制の改正においては、従来のアメリカ型ではなく、むしろイギリス型に注目しているのか否かという点をご教示いただけませんかでしょうか。

これと関連して、日本の企業は諸外国と比較して、納税協力的な企業が一般的には多いといわれてきました。協力的で真面目な企業が多い中で、過剰なコンプライアンス（オーバーコンプライアンス）をしてしまうという問題が生じやすいといわれることがあります。

CFC 税制の適用免除基準は、入り口はインカムアプローチにしつつ、イギリスのように事業体アプローチに基づいて設計することで、オーバーコンプライアンスの問題にある程度対処できる見通しがあるのでしょうか。もし適用免除基準を事業体アプローチで設計する場合、日本が抱える制度設計上の課題などお気付きの点があれば教えていただければ幸いです。

（渡辺） 青山さん、どうもありがとうございます。それでは神山さん、よろしくお願ひし

〔義務的開示制度と一般的否認規定について〕

2点目は、国際課税資料45の義務的開示制度に関するものです。最初にコメントです。税務行政の新たな世界的な潮流として、政府が協力的な納税者と、アグレッシブにプランニングをしてくる納税者を区別し、協力的な納税者との間では協調関係を築き、アグレッシブな納税者との間では従来どおりの緊張関係を維持するモデルに移行しつつあると指摘されています。

そこで義務的開示制度を大きな流れで見ると、両者を区別するための仕組みとも理解できます。言い換えれば、協力的な納税者にとっては、義務的開示制度は追加的にコンプライアンスコストが発生しますが、政府が従来よりも協調関係に移行しやすくなる可能性が高まります。総合的に考えると、制度を上手く設計・運用することが大前提になりますが、協力的な納税者にとってはむしろオーバーコンプライアンスの問題を緩和してくれる可能性を高めてくれるのではないかと感じています。

そこで質問です。義務的開示制度と租税回避の否認の在り方についてです。政府がアグレッシブなタックスプランニングについて、十分な情報を得ることができない（情報の非対称性がある）状況にあります。情報の非対称性がある場合、先ほどのルールとスタンダードの観点から申し上げれば、効果的なルールを政府が「事前に」設定することに変な困難を伴います。そのため、少なからずスタンダードによる租税回避対処をせざるを得ません。現行の法人税法でも、国内の文脈ですが、「役員給与の不当に高額」や、法人税法132条の「税の負担を不当に減少させる」という文言があります。

最近では適用分野を特定しない一般的否認規定に関する議論も出てきています。スタンダードによらざるを得なかったのが、義務的開示制度を導入することによって政府が情報の非対称性を一定程度解消できるならば、効果的なルールを事前に設定することが可能になりますでしょうか。言い換えると、個別トランザクション

ごとの否認規定の設定が容易になることによって、一般的否認規定も含まれると思いますが、スタンダードに依拠する形での否認の必要性が弱まると考えることは可能でしょうか。もし見通しなどがあれば、ご教示いただきたいというのが2点目です。

〔所得相応性基準と「税の安定性」の関係について〕

3点目は、国際課税資料42の移転価格の所得相応性基準に関してです。前半でTax Certainty（税の安定性）の話がありました。移転価格税制で所得相応性基準を導入すると、納税者にとって税の安定性を高めることにつながるのでしょうか。むしろ新興国や途上国が所得相応性基準を全面的に取り入れた場合、二重課税が生じやすくなるのではないかという懸念があります。税の安定性と所得相応性基準の導入・緊張関係について、もしお感じになっていることがあればご教示ください。

〔利子控除制限について〕

最後の4点目は、国際課税資料40の利子控除の制限に関してです。固定比率ルールを10～30%の枠で設定するという事でOECDで合意がなされましたが、これを実際に制度に落とし込む際に悩ましいのは、セクターごとに事情が違うので、全ての業種に最適な固定比率を1つに設定することが大変難しいということです。

金融セクターなど本当に特殊な業界については特別ルールを作り、それ以外の非金融セクターについては一律の比率を設定する場合、両者のバランスをどう考えたらいいのでしょうか。1つの比率を（金融セクターを除く）全てのセクターに適用する場合、適切的な比率を見つけづらいと考えられますが、そのあたりをどのようにお感じなのかをご教示いただければ幸いに存じます。以上です。

〔渡辺〕 神山さん、どうもありがとうございます。それでは最後に鈴木さん、よろしくお願いします。

〔外国子会社合算税制について〕

〔鈴木〕 ありがとうございます。ご説明いただきました今後の税制改正の方向性のなかでは、やはり外国子会社合算税制の見直しが、最もインパクトがあったように思います。

昨年の最終報告書の時点では、行動3はミニマムスタンダードではなく、ベストプラクティスの形を取っていましたし、また日本の現行の合算税制はカテゴリーアプローチの一形態と整理されていましたので、私は現行の制度は当面見直しの必要はないだろうと勝手に思いこんでいましたが、これが早速見直される方向と知ってショックを受けた次第です。

これまで外国子会社の財務諸表を真剣に取引種類別に分けた経験がありませんので、実務的にどのくらいの負担が掛かるのか、正直まだわかりません。しかし受動的所得と能動的所得を区分するならば、青山先生もおっしゃったようにどうしてもグレーゾーンが必ず存在するでしょうし、共通経費をどう配分するかなど実務的なことを考えると気が重くなります。

日本の企業が外国で事業を行おうと自ら新規に設立した会社ならともかく、弊社のようにM&Aで買ってきた企業群の末端にぶら下がっている会社がどのような事業をやっているかまで正確に把握するのは、実務的にはかなり難しいように思います。

また青山先生も言及されましたが、関連者取引がどのように取り扱われるのかが非常に気になります。仮に関連者間での物の売買の取引まで合算対象に含むとなると、損益の切り出しが大変であると同時に、金額的影響もかなり大きくなると思います。

さらに、仮にトリガー税率がなくなるのなら、見に行かなければいけない会社の数が格段に増

えることを懸念します。緒方さんのご説明では、過度の実務負担が生じないよう配慮いただけるとありました。税制改正に当たっては、実務的に対応可能な方法の検討をぜひお願いしたいと思います。

〔移転価格について〕

移転価格の分野について、2点ほどコメントします。行動8の無形資産です。無形資産にかかる開発・改善・維持・保護・活用といった機能、これは英語の Development-Enhancement-Maintenance-Protection-Exploitation の頭文字から DEMPE 機能と呼ばれているようですが、これらの機能を果たしていない者に無形資産からの超過利潤が帰属すべきでないということ、これは比較的素直に理解できます。しかし、無形資産の開発等に関する重要な DEMPE 機能をたとえば複数の関連者が分担して果たしているような場合に、それぞれの関連者に超過利潤がどのように配分されるべきなのか、現時点ではよくわかりません。

想像するに、このようなケースではかなり主観的な配分にならざるを得ない気がします。そうすると、分析結果が国によってばらばらになり、その結果、複数の国が納得する1つの結論を導くことが極めて難しくなり、二重課税が排除できないのではないかと懸念します。特に自分の国を、無形資産を使用する地であるとか、改善・維持・保護に寄与している地であるとか考えがちな新興国等にとっては、今回の開発等に関する重要な機能の考え方は、無形資産からの超過利潤の配分を主張するに当たっての便利な道具にもなり得ます。

今後移転価格税制における、無形資産の開発等に関する重要な機能の取扱いについては、納得性の高い明確なガイダンスを提示して、新興国を含んで合意を形成することが必要だと思います。

また所得相応性基準についても、理屈としては理解できます。しかし所得相応性基準が課税

当局によって発動される場合は、相手国では既にその所得に課税済みのはずなので、必ず二重課税が発生してしまいます。これがわれわれ納税者にとっての最も大きな問題だと思います。

例えば弊社がある無形資産を新興国に所在する子会社の有償で譲渡して、子会社がそれを使用して製品の製造販売をしたら大当たりして、子会社が事前の予想よりもうけてしまい、予測と結果の間に大きな乖離が生じてしまったとします。その大当たりの要因は、例えば機能やデザインが市場に受け入れられたなどという、無形資産に関連するものかもしれませんし、子会社によるマーケティングが例外的にうまくいったのかもしれません。又は何らかの外生的要因で市場の需要が高まったときに、たまたま競合先に製造キャパがなかったなどという偶発的な要因かもしれません。

そして大当たりしたというケースならば、要因は1つではなくて、複数の要因の組み合わせであることも十分に考えられるでしょう。そういった場合に、それら要因のなかで移転された無形資産に係るものだけを特定して、定量的な分析を行うのは非常にセンシティブな作業になると思います。無形資産の移転時に予測が不可能だったことを証明するのは実務的には困難でしょうし、事業上の全ての可能性について事前に網羅的に文書化しておくことも、現実的には難易度が高いだろうと思います。

こういった実務的な困難さを勘案すると、所得相応性基準導入に当たっても精緻かつ納得性の高いガイダンスの策定が先ず必要であり、同時に新興国を含む国際的な合意を形成することが前提になると考えます。

〔義務的開示制度について〕

最後に、義務的開示制度について簡単にコメントします。日本には一般租税回避防止規則（GAAR）が存在していないこともあり、具体的イメージが現時点では湧いていませんが、後ろめたいことをやろうとしている人は普通は地

下に潜りがちのように思いますので、義務とはいいながら堂々と手を挙げて開示するような構図は、正直いってなかなか想像し難いです。

このような制度を日本で実際に機能させるためには、開示した場合はペナルティを減免する等のセーフハーバーを納税者に与える一方、開示しない場合は逆にきついペナルティを課す、などといったメリハリが必要ではないかと考えます。

（渡辺） 鈴木さん、どうもありがとうございます。鈴木さんのご発言の中に、外国子会社合算税制については、最終報告書ではミニマムスタンダードではなく、ベストプラクティスとしての提示であったことから割と安心していただけたけれど、早速見直されるというのでびっくりしたとありました。

BEPS プロジェクトの世界では、ミニマムスタンダードは必ず実施しなければいけない最低基準という意味で使われているようです。他方でベストプラクティスは、できればやってもらうことを推奨したいものという意味で使われています。できればやってもらいたいという分類に入ると思ったのが、必ずやなければいけないものになってしまったのでショックを受けたというご発言と思います。

それから義務的開示制度は、私はこういう租税回避スキームを作ったということを自ら国税当局に申告しろ、あるいは回避スキームを使って税金を減らした場合スキームを使った人は申告しろというのは、日本人には非常に考えにくいものだと思います。私自身もそう思っていました。アメリカなどこの制度を既にやった国に行って聞いてみると、それなりに動いているので、外国ではとんでもない制度とは必ずしも思われていないのだと思います。少し余計なことを申し上げました。

最後に緒方さんの方から、ただ今のお三方に対する答えをお願いしたいと思います。

〔緒方〕 ありがとうございます。大変貴重なご意見・ご質問をいただいて参考になりますし、刺激にもなります。1つずつ順番にお答えしたいと思います。

〔外国子会社合算税制の見直しについて〕

まず、行動3の外国子会社合算税制の見直しに関してです。BEPS プロジェクトを受けて、今までエンティティアプローチを中心に会社単位で見ていたのが、所得ごとに見ることになったので、全ての海外子会社について根っこから能動的所得と受動的所得を全部分ける作業を始めると思った方も多かったようですし、そんなことをすると大変なことになるというご指摘だと思います。これは、われわれも心の底からそんなことをすると大変なことになると思っています。

根っこからそれをするのは、納税者の皆様にも過大な負担を掛けますし、その裏側として国税当局にも相当な負担が掛かることになります。それで得られるものはあまりないので、根っこから分けるつもりは最初からありません。

エンティティベース・会社単位の適用免除基準がある程度有効ではないかというご指摘を皆様からいただきました。そういう面もあると思いますし、鈴木さんや青山さんがご指摘されたように、今の制度との連続性、今うまく回っている部分を維持することもあります。

トリガー税率の位置付けは変わっていきますが、適用免除基準として会社単位で租税負担率20%で見ていくのは、対象会社を合理的に絞る意味において有効ではないかとわれわれも思っていますので、これを中心に検討していきたいと考えています。残りの部分についてはリスクベースで見て、本当にリスクが高そうな所については、今でも資産性所得で一部合算していますので、所得で切り分けたり、ピュアなペーパーであれば全部合算していくということだろうと思います。その辺のバランスで進めていきたいと

思います。

青山さんから判別困難な所得や関連者をどうしていくのかという、厳しいご質問をいただきました。この辺も最後はリスクベースで、本当にリスクの高い所に焦点を当てて対象にし、かつ、リスクのない、普通に実質を伴って事業をしている人たちになるべく事務負担が掛からない形でどうバランスが取れるかという観点から、議論・調整を進めていきたいと考えています。

神山さんから、諸外国のどんなところを参考にしているかというご質問をいただきました。昔は制度の参考にした国がなかったとは言いませんが、外国子会社合算税制については、行動3の議論でもそうでしたが、外国子会社合算税制そのものを切り出しての議論はしにくいのです。その国の税制とのバランスで考えなければいけません。まさに行動3がベストプラクティスの形で落ち着いた1つの理由は、そこにあります。

そもそも外国子会社合算税制といっても、例えばアメリカのように根っこから全世界所得課税を今もやろうとしている所については繰延防止であって、いずれアメリカが課税する所得について軽減税環境で繰り延べていることが良くないという見方をしています。

一方、2009年以降の外国子会社配当益金不算入制度を導入したイギリスや日本は、実質がなく海外にあるものについては租税回避で、実質があれば別に配当しようがしなかりうが、そこで課税が完結しても良いと見えるわけです。

同じ外国子会社合算税制でも何を対象に、何を租税回避と思っているかの目線が違います。これに加えて移転価格税制その他の租税回避防止規定とのバランスで、どこまで外国子会社合算税制で対応するのか、どこまで他の税制で補完するのかなど、全体を見ないと制度設計ができません。

現在各国の制度が、独自の体系を進めてきています。直近では、どの国の制度も参考にしています。パーツでこういう工夫があるということでご参考になることがあります、パッケー

ジとしては日本独自の組み合わせを考えていくというふうに考えています。

〔利子控除制限について〕

行動4の利子控除制限について、神山さんから、セクターごとに過大な利子の水準も違うだろうという、非常にそのとおりのご指摘をいただきました。これは行動4を議論している中でも、実は日本が非常に強く主張したところでした。行動4の結論だけ、なぜか他の行動と少し色合いが違います。行動3であれば、所得ベースでBEPSリスクの高い所を集中的に合算する議論をしているように、どこにBEPSリスクがあるのか、BEPSリスクのある所に特化していく話をしています。

行動4だけ、BEPSリスクを特定するのは大変なので、取りあえずセクター間の違いも全部捨象して、一律のメルクマールを入れることで議論が進んでいます。これをしてしまうと、BEPSリスクがないのに控除否認されてしまったり、BEPSリスクがあるのに控除できてしまったりという、でこぼこがどうしても生じてしまいます。

BEPSの精神からすると少しおかしいのではないかと日本もずっと主張していたのですが、各国共通の目線で、ある程度の基準で線を引かなくてはいけないということで、今の形で落ち着いたわけですね。

他の方々からもご質問がありましたが、今後日本としてどうしていくのかについては、特にグループ比率の基準を入れるか入れないかの議論も含めて、日本の目線で考えていきたいと思っています。

利子控除制限を少なくとも日本の文脈でいえば、今の過大支払利子税制もそうですが、これ以上やるとさすがにひどいというところに線を引いているということです。普通は、まず適用対象となりません。セクターに関わらず、これ以上は少しやり過ぎではないかというところに線を引くのがいいと思っています。今の過少資

本税制・過大支払利子税制も、ヒットして課税されている方はほとんどいません。同じように予防的に入れる制度として仕立てるのがいいのではないかと、現時点では考えています。

今後ガイダンスが出てきたり、パブリックコンサルテーションがあるかもしれません。そういった議論を踏まえて、日本としてどうするかを考えていくことになると思います。

〔所得相応性基準について〕

所得相応性基準について、色々のご意見をいただきました。青山さんから、今後のタイミングはどうなっていくのかというご質問をいただきました。

所得相応性基準と利益分割法の適用は、これからガイダンスが出てきます。利益分割法については、パブリックコンサルテーションが10月に予定されています。そういったものも踏まえた上で制度化の議論になろうかと思っています。

外国子会社合算税制は冒頭申し上げたように29年度改正での対応を考えていますが、移転価格の関係については来年以降に制度化の議論が深まっていくと、現時点では考えています。

神山さんから、税の安定性(Tax Certainty)に資するものになっていくのかというご指摘をいただきました。これはわれわれも非常に気にしているところです。第1部でも申し上げましたが、われわれとしては各国共通の明確なルールが作られ、しかも各国がそのルールに従って実施し、ピア・レビューで見ていくことがBEPSプロジェクトの肝だと思っています。

そうであるが故に、所得相応性基準についても神山さんがおっしゃるところのルールにならなくてはなりません。不明確な部分が残ってはいけなし、ガイダンスとして明確で、各国がそのとおりにやっているかをモニターできるものでなくてはいいと思っています。そういう形でガイダンスができていくように、われわれとしても進めていきたいと思っています。

説明の中でも申し上げましたが、色々事後

的に調整するという事で難しい制度なので、適用される場面はなるべく限定的にしていこうということだと思います。鈴木さんも色々のご心配されていましたが、普通の事業を行っている人たちが、普通の事業の過程において無形資産を移転している限りにおいては意識しなくてもいい制度設計が望ましいと思っています。これは外国子会社合算税制も同じです。

鈴木さんから、DEMPEを複数の関連者間でやっているときに、配分が主観的になるのではないかという問題提起をいただきました。これはそのとおりだと言ってしまうと身もふたもありませんが、実はそういう面があります。

第1部でも申し上げましたが、利益分割法だけどうして残された課題として議論されているのかにも通底してくる問題になります。移転価格やその他の制度も、通常のビジネスから生ずる通常の所得を配分するルールは、比較的積み上げがあります。機能分析など、色々なことをして配分していけばいいです。

グループ企業を組成するメリットがあるから企業体を作ったり、グループを作ったりするわけです。呼び方は色々ありますが、超過的な利潤・経済的なレントといった、他では得られない追加的な利潤が発生します。だからこそ企業活動をして、だからこそグループを作っているわけです。

この追加的に発生した部分を拠点間で分けるルールが、学問的には存在しません。世界政府みたいなものがあればいいのですが、ありませんので、各国間が課税ベースとして配分しなければいけません。

ではどうするかです。第1部での神山さんのご指摘にもつながりますが、結局各国が合意する以外に方法がないので、各国が合意できる枠組みを作っていく努力だと思います。少し迂遠な言い方をしてしまいましたが、移転価格、DEMPE、その他の問題も、各国がなるべく明確なガイダンスの下で合意できる枠組みを作っていく努力だにご理解いただければと思います。

理論的には難しいところを、各国の合意可能性を目指して進んでいます。

〔義務的開示制度について〕

義務的開示について、色々のご指摘いただきました。大きく2点、お話をしたいと思います。

1つは、鈴木さんがおっしゃった懸念点です。悪いことをやっている人が、「悪い人は手を挙げろ」と言っても手を挙げるわけがないというご指摘はよくいただきます。それはある意味そのとおりです。義務的開示制度は、説明のときにも申し上げましたが、悪いスキームを開発した人は手を挙げなさいという制度ではありません。悪いか悪くないかが言えるぐらいであれば、制度化すればいいわけです。

悪いスキームを全部カバーしているわけでもないし、カバーしているスキームが全部悪いわけでもないという状態において、当局が将来的な法制化その他の対応が早期にできる情報収集をさせてくださいという制度になっています。

どうして飴もないのに納税者がそれに付き合わなければいけないのかが、非常に難しいところだと思います。神山さんご指摘されましたが、制度をうまく仕組みればコンプライアンスコストの低下につながります。すごく迂遠というか、そうかなと思われるかもしれませんが、義務的開示制度は最終報告書にも書いてあるように、課税当局の通常の調査権限を超える情報をもらう制度ではありません。実際に当局がリスクが高いと思ったら、質問検査権を行使して調査に行って、取ってこれるような情報を前広に報告してもらう制度です。

一定のリスクベースで判断して、少しリスクが高そうなものについて事前に報告してもらう制度なので、うまく仕組みれば事後的に調査に入られる状況と比べると、全体としてコンプライアンスコストが下がる可能性があります。ここが制度の仕組み方ですが、そういったものを目指している制度だと思います。

もう1つの論点として、青山さんと神山さん



から、一般的租税回避否認規定や個別的な租税回避否認規定との関係がどうなるのかというご質問・ご指摘をいただきました。最終報告書では、一般的租税回避否認規定と一緒に抑止効果がより高いので、補完関係にあると書いてあります。

日本でどう考えるかですが、神山さんが整理されたのが非常にわかりやすいと思います。この制度を入れることによって、どんな所にBEPSリスクがあるかが当局に早い段階でわかるようになります。その前段階として、本当に悪いことをやろうとしている人は、悪いことをしていると手を上げるわけではないので、悪いことをしなくなります。抑止効果が働いて、ある程度のスキームはそもそも成立しなくなります。

実際に報告してくる方は、少なくとも違法ではなく節税の範囲だと思って手を上げます。情報を集めながら、現在の法制では適法だけど、結果として不当なので個別的に否認した方がいいとなれば、個別的な租税回避否認規定を入れていけばいいのです。

これをどんどん進めていけばそれで十分ではないかというご指摘は、1つの真理だと思います。

す。そういうことで青山さんも、いきなり一般的租税回避否認規定ということではないのではないかとおっしゃられたのだと思います。恐らくそういう順番をたどっていくと思っています。

その他一般的なルールに共通する問題で、われわれがブライトラインテストと言っている、白黒ははっきりする基準を入れると、容易に回避することが可能になります。50%以上と言われると、49.9%にすることが可能ですので、明確なルールは回避されやすいという問題があります。これをどうするかは、別途考えていかなければいけないと思います。

仮に義務的開示制度を日本で導入するとなると、まずは抑止効果を狙い、その次にリスク分析等がしやすくなることで、個別的な法改正がより迅速に行えるようになることを狙い、その先何が必要になるかは、プロセスとラウンドを幾つかこなしていく中で考えていくことになるのではないかと思います。

〔多数国間協定について〕

最後に青山さんから、多数国間協定についてもっと情報開示があってしかるべきではないか

という厳しいご指摘をいただきましたが、行動15でやろうとしていることは、BEPSプロジェクトで決まった中身を実施する多数国間協定の枠組みを作ることです。BEPSプロジェクトで決まったことをそこで書き換えない、議論したことをリオープンしないことを大前提にしています。中身が変わっていないので、コンサルテーションをする部分は少なかったということです。

では、何を交渉しているのか。基準は変わりませんが、どういう条件が整ったときに、どの条約がBEPSプロジェクトのルールに置き換わるかを決めなければいけません。ある程度似ている条文があれば無条件に一気に置き換わるのか、各国が条約を1つ1つ選んで置き換わる・置き換わらないを決めてもいいのかというところが、交渉の対象になっていました。この辺はパブリックコンサルテーションを1度して、産業界からのご意見もいただいています。そのことを含めて条文化して、間もなく皆さんにご紹介できる段階になると考えています。

多数国間協定を踏まえて、日本としてもなるべく効果的に条約を使ったBEPS合意の実施ができるようにしていきたいと考えています。

私からは以上です。

(渡辺) 緒方さん、大変踏み込んだ、最近の状況を踏まえた議論を誠にありがとうございました。なるほどそういうことかと思える点が、多々あったように思います。

まだ議論の種は尽きませんが、時間も40分ほどオーバーしていますので、駆け足でしたがこのあたりで第2部を終了させていただきたいと思います。本日ご参加いただきましたパネリストの皆様には、それぞれのご見識の下大変有意義かつ活発なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

おわりに

(渡辺) BEPSプロジェクトは内容から見ても、大変画期的なものです。それだけに、恐らく最終的な決着までは色々なことがあると思われます。皆様と一緒に注目していきたいと思います。

それではこれで、パネルディスカッションを終わりたいと思います。本日はご協力、誠にありがとうございました(拍手)。